

平成 27 年第 3 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 27 年 6 月 10 日（水）
 招集の場所 玉城町議会本会議場
 開 議 平成 27 年 6 月 11 日（木）（午前 9 時 00 分）
 出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 山口 典郎
 会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総 務 課 長 田間 宏紀
 税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司
 建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 東 博明
 病院老健事務局長 田村 優 総務課長補佐 里中 和樹 教育委員長 上村 直義
 監 査 委 員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 第 2 町政一般に関する質問

質問者	質 問 内 容
北川雅紀 P2～P16	(1) 保育料と介護保険料について
	(2) 保育所の多子優遇制度について
奥川直人 P16～P30	(1) 町道における交通安全対策について
	(2) アスピア玉城の公共下水道接続について
	(3) 議会と行政の関係について町長のご認識を聞く
北 守	(1) 機構改革に伴う職員の定員管理について

P30～P41	(2) 小学校の英語教育について
中瀬信之 P41～P52	(1) 保育料の第三子以降の無料化施策の効果と課題について
	(2) 空き家対策措置法の施行に伴う行政としての進め方について
	(3) 公用車へのドライブレコーダーの設置について
山本静一 P52～P60	(1) 生涯学習講座について
	(2) 複写機使用料について
坪井信義 P60～P67	(1) 病児・病後保育のその後の取組みについて
中西友子 P67～P74	(1) マイナンバーについて
	(2) 玉城町での病児・病後保育について

◎開議の宣告 (9時00分開議)

○議長(風口 尚) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。
これより、平成27年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

7番 奥川 直人君 8番 山本 静一君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは、最初に4番 北川 雅紀君の質問を許します。

4番 北川 雅紀君。

[4番 北川 雅紀 議員が登壇]

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番(北川 雅紀) おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今日は、2つ、テーマがありまして、1つ目は、保育料とか介護保険料とかそういう税と料のうちの、町が住民の人からいただく料金についての考え方、それが1つ目です。

2つ目は、保育料の話と関連して、「多子優遇制度」、子どもが2人目生まれるところという優遇制度がある、3人目が生まれるところという優遇制度があるということ、少子化の時代の中、様々な自治体が行っていますので、玉城町としても多子優遇制度についてどういうことをしていて、どういう考え方なのかということが、2つ目のテーマです。

まず、1つ目のテーマに移ります。

先ほども話したとおり、税金と料金というものを住民の人からいただいて自治体は運営しているわけですので、その料金というのは、国が定めるものもあれば、自治体で定めるものもあります。保育料、介護保険料という2つを今日はテーマにするんですが、その2つは、国が、ある程度の範囲は料金を上限はここまでですとか、こういう比率でやりなさいということは言っているんですが、細かな料金というのは自治体が設定できて、その中で住民からいただいているという仕組みになっています。

ですので、その自治体の考え方、また、首長のどの層から料金や税金をもらうのかという考え、政治家としての方針が反映される部分で、かなり重要な部分だと思いますので、最初に介護保険料と保育料、この料金について、今の玉城町としての考え方、町長の考え方を最初に伺います。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

〔町長 辻村 修一君が登壇〕

○町長（辻村 修一） 北川議員から2点の質問のうち、まずは料についてということでもございました。前段にご質問の中でもございましたように、地方自治体の行政活動というのが、住民の皆さん方の要望を的確に把握しながら、より効率的・効果的な行政運営を図っていく。そして、住民の皆さんの福祉の向上と良質な公共サービスを提供していくということでもございまして、受益の範囲内で行政サービスの対価として使用料あるいは手数料、及び利用者負担金をいただくということになってございます。

したがって、そのためには利用する方としない方との均衡に配慮していくこと。つまり、受益と負担の公平性が確保される必要があると考えて進めさせていただいております。

具体的に介護保険料につきましては、介護保険法施行令に料率の基準が定められて、平成27年度から29年度の3カ年に必要な費用に対し、保険料が定められておることでもあります。

また、今回の保険料算定にあたりましては、保険者の裁量の範囲で認められている範囲内で高額所得者に対し、少し多くご負担をいただいて、低所得者に対する軽減措置を講じさせていただいております。こういう考え方で進めておりまして、既に3月の議会で

ご了承を賜ったというものであります。

また、保育料につきましては、新たに制定されました子ども子育て支援法によりまして、政令で定めた額を限度額として、市町村で定めるものとされておるわけでありまして、今回、国よりも低く設定しておるわけでありまして、考え方といたしましては、従前からの保育料との整合性を重視して、保育料を設定しているという考え方で臨んでおる、お願いをしようとしているわけでありまして。

〔町長 辻村 修一君が降壇〕

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 大きな考え方というか、ルールの部分では話していただきました。

それで、個別のことに入っていきますと、まず、介護保険料についての話ですが、先ほど町長の話にもあったように、3月の議会で料金の改正の条例が可決されて、4月から変わったということですが、資料を見ていただきたいのですが、こちらが収入の低い方で上がっていく、11段階になっていて、料金がここにあるんですが、一番所得の低い方で37,560円であって、それから順々に上がっていく感じになっています。56,000円、67,000円、75,000円、一番高い方ですと15万240円、年に払うような仕組みになっています。

それで、介護保険料は3月に出されて4月から変わって、こういう段階的に料金が変わっていった。そして、低所得者の方にちょっと配慮するようなルールになっていたと思うんですが、この介護保険料について、こういう値段設定にした意図とか、ねらい、変更のところはどういった部分であったのかお願いします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回の介護保険料の設定におきましては、玉城町の介護の給付が伸びておりまして、県下でも高いような状況になっておるかと思えます。県下でも4番目5番目のあたりの介護保険料の今回の設定になってしまったというところでございます。

そんな中で、国のほうといたしましては、9段階ということでの標準的な段階が示されてございました。それにつきまして、3月議会でも申し上げましたように、2段階追加いたしまして、所得の高い方からたくさんのご負担をいただき、低所得者に対して具体的に言いますと、3階層の方に対して軽減を国のほうは0.75ということを示しておりましたのですけども、それを0.6に下げさせていただいたというところでございます。

また、10段階、11段階というのをつくりまして、標準の保険料の1.9倍、2倍というところでご負担をいただいたという状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今、話していただいたことからすると、国の基準は9段階だけれども、その上に10、11とつけて、高い所得の方から負担をいただくという考えがあ

って、玉城町独自に 10、11 段階の所得の高い階層を増やしたということがあるという話だったんです。それは私もそれでいいと思いますし、あと、料金がちょっと上がったという話ですが、サービスがその分、手厚くなったのであれば、料金が高くても私はいいと思います。安くてサービスがよかったら最高ですが、それはあまりあり得ないことで、やっぱり安くなると、その分サービスの質が落ちるので、それは町としての考え方として、料金が上がっても、その分頑張るという思いがあればいいと思いますし、あと、玉城町は医療費が一番少ないという話をよく聞くんですが、医療費が少ないから介護保険料が高いとか、そこら辺の因果関係はあるんですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 介護保険につきましては、一般会計等からの繰入ができないような格好になってございます。ですので、サービスをご利用いただいた量に応じた格好で負担がふえるという格好になってございます。

玉城町の場合につきましては、介護関係の施設等も充実しておる関係もございまして、ご利用しやすいところもあろうかということになっておろうかと思っております。その関係で県下でも高い保険料という格好になったかと思っております。

また、医療費との関係でございまして、高齢者の医療費につきましては、県下で一番低いという数字が出てまいりました。介護予防に努めること、介護予防教室等で運動等を推奨しておる。また、玉城町の土地柄、農業等に従事されておる方が多いというところで、日ごろからの運動ということについて、その結果といたしまして後期の高齢者の方の保険料は、医療費のほう安くなったのではないかとということも考えられます。それから考えますと、介護保険のサービスの部分みたいに施設等でのサービスではなく、予防の部分でのサービスをご利用いただくことによりまして、医療費の抑制にも若干効果もあるかと。

また、町の重要な施策であります健康づくりという面で、いろんな行事等もさせていただいて、町民の方にご参加いただく。これをするによりまして健康増進が図られておるのではないかと。また、がん健診等についても積極的にさせていただいておる。その部分で早期発見・早期治療をされることによって医療費が抑制されるという相乗効果があるのではないかとこの考え方だと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。介護保険料が上がったことで住民の方からいろいろ聞くんですが、サービスがよくなったことと、玉城町で健康な人が増えているのであれば、それは料金が上がっても仕方ないですという説明を私自身も考え方として持っています。

それで、反面、医療費とかが削減できていけば、結果的には財政としてもありがたいことですし、住民の健康も増えているということでもいいと思うんです。

それで、1点目、4月から改定された介護保険料と保育料、4月から2つ、改定され

たんですが、今、介護保険料については、考え方を聞きました。

それと一緒に修正された保育料について話を移します。保育料は、介護保険料のほうは、条例で料金改正をするときに、条例案なので条例を出して議会の議決を経て改正していくんですが、保育料については、規則で決まって議会で条例を提出せずに改正することができるので、議会を通らずにこの4月から料金は変わりました。議員に対して説明はしていただいた機会があるんですが、そういう案件ではないので、保育料は行政側の考えで変えることができます。

それで4月から変わったんですが、こうなりました。先ほどと同じように所得の低い方から上がっていくんですが、こっちには玉城町の4月からの料金表、横には国がモデルとしてこういう料金がいいんじゃないでしょうかという国が示しているモデルの金額があります。それで、玉城町としては、所得の低い方は0円、0円となっていますが、年収330万円、夫婦の年収ということで、それが1万5000円になっています。国のモデルとしては、19500円となっています。年収470万円までの人は2万3000円、国は3万円となっています。年収が640万円までの人は、これはおおよその年収ですが、26000円、玉城町はいただいて、国は4万4500円となっています。このようにその後も言っていきますと、930万円までは玉城町は2万9000円、1130万円までは3万円、ここからの上がり率が少ないんです。国のほうはというと、4万4000円、6万1000円、8万円、10万4000円と上がっていつているんですが、玉城町としては、この年収470万円以上から金額があまり上がっていつていないんです。

先ほど介護保険料のときは、高所得者にある程度負担してもらおうということで、段階を2つ増やして、高所得者の人からもらっていこうという考えがあったと思うんですが、一方、こちらの保育料を見ると、高所得者の人の負担が少なく、表から見ると中間層の人たちがたくさん負担をしているというような保育料の表になっています。これは自治体として考えるような方針、いろいろ、様々なことがあってこういう結果だと思っと思うんですが、国のほうはこういうのを示している中で、玉城町としてこういった数字にした経緯の考え、ねらいをまず教えてください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育料の設定にあたりましては、所得の階層といたしましては、国の示した8段階というのをそのまま使わせていただいております。

ただ、国の示しておる金額が上限額ということで定められてございます。その中で町といたしましては、従来の保育料の関係との整合性も図り、また、新制度に移行するにあたっての時間的な部分、時間が8時間から11時間に変更されたという部分等を加味いたしまして、今回の保育料の設定をさせていただいたところでございます。

国のほうで一番上の所得段階でいきますと、10万4000円という設定がされておるかと思っと思っけども、今現在の玉城町での実際の保育に必要なとされる費用、人件費、施設の経費、その他全部を含めまして、27年度の当初予算ペースにおきまして、5億3300

万円という数字なつてこようかと思ひます。

それに対しまして、保育料につきましては、1億1000万円をいただくと考えてごひます。それで、保育所の運営に関しあす部分につきましては、以前は国庫補助金なり県補助金というのがござひました。これにつきましては、一般財源化され交付税の中に含まれておるといふ状況でござひます。

それで、交付税算定の資料により算定をいたしますと、26年度の交付税算定の数字でござひますが、2億3900万円の交付税が含まれておるといふところになつてまひります。5億3000万円のうち、約45%程度が交付税措置をされておるといふところでごひますので、その残りの分について保育料をいただくといふ考え方、それと、一般財源を投入した中での保育料を設定させていただいたところでごひます。

ちなみに、5億3300万円の費用に対しまして、保育所の入所の人員でござひますけども、569名といふことで、年間に換算いたしますと1人あたり91万3000円といふ費用が出てまひります。その関係から見ていただきますと、そのうちの約45%が交付税措置されておるといふことでござひますので、実際には50万円弱の費用が保育料若しくは町のほうで負担する分といふ格好になつておるといふかと思ひます。

その考え方からいきますと、1人あたりの費用といたしましては、月額に直しますと7万6000円といふ格好になります。これに対しまして交付税のほうで1人あたり3万4000円の措置がされておるといふことでござひますので、その差額といたしましては、4万2000円ぐらひの負担といふ格好になります。そのうち、保育料としていただく金額を今回定めさせていただいたといふところでごひます。

また、保育料につきましては、保育所で提供しておひます給食の費用、その他最低限お一人に係る費用は当然発生してまひりますので、そのあたりも加味した中で、低所得者の方からも一定割合の給食費相当に使う部分の負担はいただくことを前提として考え方に持っておりますので、今回の介護保険料につきましては、使わない方についてもいただひておひます。保育料につきましては、明確に受益者が決まっておりますので、受益負担と町長の答弁にもござひましたように、受益と負担の公平性の部分から、ある程度の負担はいただくといふことの中で、このような料金設定をさせていただいたといふところではす。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀君。

○4番(北川 雅紀) 保育に関するお金がどれぐらひ必要で、どれぐらひ国から入つてきて、どれぐらひを玉城町として確保しなければならひないから、これだけの保育料といふ考えはわかりました。それはわかるんです。

今回、話しているのは、料金が高いか安いとかそういう話ではなくて、どの層からどんな比率で取るかといふことを話したくて、こよういテーマを持ってきたんです。先ほど見ていただいたように、これを見ると中間層から多く取るといふ結果になつておるといふかと思ひます。結果としてはです。

私の考え方としては、今の時代は、やはり高所得者の人からはそれなりの負担をもらうというのが正しいと思うわけです。介護保険料は使っていない人も払っていますね。40歳以上です。それを払っているのに、受益と負担の関係は、保育料に関しては違うということはあるんですが、でも、その話と、どの層からどれだけ負担をもらうかという話は、あまりリンクしてないと思うんです。ここもきちんと、きちんとというのは、私が正しいと思う考えなので、それが社会的に正しいとは言い切れませんが、ここも高所得者の人から、例えば、2万3000円の上が3万、4万、5万、6万円というふうに少しでも上がっていったら、保育のサービスも充実させることができると思いますし、それなりの負担をしているという認識の中で、高所得者の方も時代の背景で自治体の考え方として仕方ないのかなというような面になると思うんです。意図がわからないというか、何かを考えてこうしたのか、それとも、整合性と町長も課長もおっしゃいましたけど、前とあまり変えない整合性というものを大切にするというところもわかるんですが、それでは何も変えられないことになってしまいますので、国の制度も今年4月から大きく変わって、こういうきっかけでこそ変えるということをしていかないと、大幅に変えることはあまり好ましくありませんが、これぐらいの変更でしたら、そういう制度改正のときにやるべきだと思うんですが、もう一度、意図、例えば、段階的に増やそうという考えがあったのか、若しくはさっきは大きな話として保育料と言いましたが、この階層だけの話でいうと、どういう意図だったのか簡単に教えてください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 介護と保育との関係とかいろいろご意見ありますけれども、義務教育ではありませんけれども、今のこの日本の社会、あるいは、少子化の中で国としての限度の定めがありますけれども、基本的には所得階層での分類はありましても、やはり就学前の子どもは、努めてあまり高額所得者あるいは低所得者というような意識をせずに負担をお願いをしていきたい、こういう考え方でございます。そういった形での従前からの町の方針、あるいは、あまり大きく変動しないような形の考え方は、これからも持っていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） いま一、なぜ義務教育以前の就学前の人はそういう所得階層を気にしないという答えになっているのかという、その前のなぜそういう答えになったのかという部分がもうちょっと知りたいです。それは結構重要なことと思うんです。

国の政治家とかなら憲法を改正するか改正しないかというのは、すごく重要な判断と思うんです。自治体で言ったら、どの層からどういうふうにお金を取るかというのが、細かな案件はいろいろありますけど、こういう考えはかなり重要な部分と思って、その部分がなぜかというところが、住民の人たちが、その政治家を選んだりするときの要素になると僕自身は思うんです。

なので、なぜ就学前のところは、そういう所得をあまり気にしないということになっ

ているのか、その部分をもうちょっと明確にお願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） なぜかということは、第一番に玉城町の重点施策として安心して子どもを産んで育てていける、子育て支援を最重要課題として取り組みたいと。施策の重要度ということで考え方を持っています。

何度も質問いただいて結構ですけど、既に先般、このことはお願いしたいのは、議決をいただいて執行して、そして、保護者の皆さん方にも説明を申し上げて、いろんな形で周知をしているということでございますから、そういうこともぜひご理解のうえで、議会の審議の時点で十分ご質問等を賜りたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 保育料をこれだけ使うという議決は、予算決算、当初予算でしたけども、この保育料金については、保育料金は条例じゃないので、その議決はしてないんですね。予算委員会のときも僕は全く同じこの質問をしましたが、明確な答弁をいただけなかったと僕は思ったので、今質問しているんですが、また同じことの繰り返しになっていますので、これ以上してもあまり進展はないかと思っておりますので、わかりました。これはここでやめます。

続いて、質問に書いてあることで、その話の続きですが、ちょっと迷っているので後でやるかもしれないです。先ほどの話の続きですが、介護保険料というのは、階層区分、料金体系が条例で決められているので、私たちもそれでいいなという手を挙げる機会や審議する機会があるんですが、保育料については、階層区分が条例案じゃないので、そういう審議する場がない。事前の説明で当初予算の大きな金額だけ、これだけ保育料金をもらいますということだけを審議する結果になっているので。

全国の自治体では、かなりたくさん自治体が保育料についても、条例案でそのつど、改正するたびに議会提出するというのを条例としてやっているんですが、玉城町としては、今の話もそういう町長の立場の中でそういうので議決をいただいたという考えもわかりますし、僕としても、そこで質問をしたけれども、当初予算案なのでほかにいっぱい賛成しなければならないことがあるので賛成する。お互いの立場というものがあって、こういう結果になっていると思うので、条例として出していただいたら、今後、議会の意見も反映されるでしょうし、審議も深まるでしょうし、いいかと思うんですが、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 条例規則、条例で議決というようなこと。あるいは、予算としてご審議いただくということがあるわけでありましてけれども、このことは、当然保護者の皆さんに関係することありますから、スタンスとしても、努めて委員会なり協議会で十分事前に説明を申し上げて、そして、議員の皆さん方の議会のご意向を反映させていただきながら定めさせていただいておりますし、これからもそういった考え方で進めさ

せていただきたいと思っています。その中で十分意見交換をさせていただいて、詰めていただいたものを提案させていただくということで進めていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。

それで、先ほどの話ですが、今日は税や料の区分の中で介護保険料と保育料しか取り扱ってないんですけれども、ほかにもいろいろ税や料金があるんですが、自治体がみずからの裁量で決められるものがあるんですが、ほかの話については、全体としての話で町長に質問したいんですが、町長のお考えとして、保育料については、就学前の料金に関しては、つまり保育料に関しては、所得の階層に関係なくお金をもらう。それは子育て政策を厚くするからだという考えはわかりました。

ほかの部分の介護保険料とかほかの税・料ありますが、その部分に関しては、どういう考え方を大きくは持っているのか。介護保険料は今回、4月の改定については、所得の高い方からそれなりの負担をしてもらおうという考えがあって、そのような料金になったと思うんですが、ほかの町としての考え方、保育料だけは特別で、ほかが全部一貫した考え方があるのか。ほかにもこういう保育料みたいに特別な考え方をしているのか、そこら辺の方針の考えはあるんですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 個々にこれはそれぞれの行政サービスで応分の負担を求めていることについては、個々の事業ごとにその後負担をいただくことで、どれだけの波及効果が生まれておるのかどうか。あるいは、負担を求めておっても、それなりのお願いをしておっても効果が生まれておらないということもあったりしてはいけない。ですから、具体的にということではありませんけれども、もちろんそれぞれ定めておりますけれども、考え方ありますけれども、個々の事業によってその施策が目標とするところのうまく成果が出るような形の負担を求めていくべきではないかと思っています。

具体的に申し上げますと、ご理解をいただいて元気バスのシステムは、約2000万円、町費を負担をさせていただいて、そして、使用料をいただかずに運営をさせていただいておることです。そのことで随分な医療費の削減につながっているという検証は、先般も東京大学院の学生さんが発表していただいたとおり。そういったことでいろんな町の行政サービスの個々の施策に応じた形で、その施策が十分成果が出て、そして、町の活性化につながる、あるいは、町の皆さん方の健康増進につながるということをきめ細かくそれぞれに応じて対応していくべきではないか、こういう考え方です。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 基本的には考え方すべてが同じのほうがスマートでいいとは思いますが、そういうバラバラに考えるというパターンもあると思います。そのバラバラに考えるというパターンであれば、やっぱり議会に出してもらわないと、それぞれ別個でいろんな考え方が違うんでしたら、その別個に考え方を聞いて審議しないとだめだと

思うので、そういう条例案にするべきだと私は思います。そして、基本的には今の時代には高所得者の人にはそれなりの負担をしてもらう。それは就学前の保育料であっても、それはしてもらうべきだと思います。なぜならば、就学前の保育料だから介護保険料と違う、何か違う、何か違うというのではないと思いますから、それは税と料の考え方として基本的なスタンスとして、そういうものを役場として方針を持っていたほうが良いなと私は思います。子育てを充実させるために高所得者の方にたくさん負担をしてもらうわけです。してもらって、保育士を余分に雇ったり、そういうことが子育ての充実ではないかと思います。それがいろんな人に恩恵が出てくるから、安くする、高所得者の部分を安くするから子育てを充実させている町とは私はならないと思います。

続いての質問ですが、保育料と介護保険料の滞納の状況はどうかということです。料金改定を4月からしたので、住民の方は認知する時間も要りますし、不満を持つ方もいるでしょうし、安くなった人もいろいろいるかと思っています。そういった中で、滞納、納得いけない人は払わないということもあるかもしれません。なので、現在の滞納の状況を教えてください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） まず保育料の関係からでございますと、26年度におきましては、現年度の収納率といたしましては、99.68%になろうかというところでございます。

介護保険料につきましては、同様に現年分につきましては、99.08%という格好になる見込みでございます。

過去から見ても、滞納分を合わせましても、保育料につきましては26年度では99.1%になろうかと思っておりますし、介護保険につきましては、若干、過去の滞納分がございまして、トータルでございますと、今、97.9%ぐらいになるという見込みでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 数字としては99%とか、そういうのですばらしいという大変ですが、一般的に見ると誤差の範囲かと思っております。

しかし、そうはいつでも公平性は保っていかなければならないですし、100%にする努力を絶対にしなければならないことなので、税金と料金というのは、その法区分が違いまして、税金のほうが取立というか、徴収の時効とか徴収できる行政としての権限が強くて、税金のほうはそういう徴収に関して能力が高いんですが、料金のほうは、それよりか時効とかも短かったり、徴収の権限も弱いということがありますが、そこら辺の部分、介護保険料とか税の地方税の部分でやれるという法律もありますので、玉城町としては、その料金でやっているのか、税と同じ区分でやっているのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃいますように税と料の違いは当然でございます。具体的によくご存じなのが、徴収権の消滅の時効ということでございますけども、税については5年、料については2年ということになっております。

それから、徴収権の優先順位でございますけども、北川議員がおっしゃるように料になりますと、先取得権の順位といたしましては、国税、地方税、その次という格好になります。以上などございまして、あと、徴収の方法等につきましては、同様の地方税法に基づく徴収をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） では、今の答弁ですと、ほかの税金ありますね、住民税の滞納とかと同様な権限・手続きでこの料金もやっているということではないでしょうか、町としましては。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 料金にもいろいろございまして、水道料金につきましては私的債権になりますので、地方税法が適用されなくなっております。下水道料金につきましては、同様の地方自治法に基づく債権となりますので、税と同様の取扱いができる。介護保険料、保育料についても、同様の扱いができるということでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。今日は介護保険料と保育料を1つ目のテーマとして、現状としては、2つともうまくいっている。そして、滞納も少ないほうだ。そして、徴収に関しても、努力は必要ですがスムーズに行く状況かと思いますが、やはりどの階層から料金をたくさん負担していただくのかということでは、この介護保険料とか保育料とか関係なしに、すごく重要なことで、まちづくりにとってサービスを厚くするのがか、どの部分に負担していただくのかということの中ですごく大切なことなので、バラバラであればバラバラに深く審議をしていく状況をつくってほしいと思います。それで、1つ目の質問は終わらせていただきます

2つ目の質問のテーマですが、2つ目は、多子優遇制度です。2人目の子どもを産んだ方には何か優遇がある、3人目を生んだ世帯には何か優遇がある、4人目はというような子どもがたくさんいる多子世帯について優遇制度についてお伺いします。

今、最もメジャーな制度としては、国が行っている多子優遇制度として保育所、玉城町ですと0歳から入れて、その保育所内に兄弟の2人目が来た場合は半額、3人目が来た場合は無料。ただし、その3人全員が保育所に該当している年齢でないとだめ。つまり、1人目が中学生、2人目が小学生、3人目が保育所でしたら、それは3人目ですが無料ではない。制度としては保育所に3人いるとき、保育所に2人いるときに半額、無料になる制度、これは国の制度ですが、そういうのが日本全国の自治体の中で一番メジャーな制度かと思えます。そういったものを多子優遇制度として現実としてはあるんで

すが、まず、玉城町としてそういう多子優遇制度、保育料の国のやっている制度以外に何かあればお願いします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 特段、保育の関係につきましては設けてはいないというところでございます。

ただ、先般、プレミアム商品券につきましては、多子世帯の優遇というところで、18歳未満のお子様3名みえる世帯については、更にプレミアム率の高い商品券をご購入いただけるような格好で全世帯に向けて、対象世帯に向けては案内の証明書等を発行させていただいたところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） プレミアム振興券がありますが、それまでは何もなかったという状況ですか。これは国の制度があるので、ほかの自治体も特段目立ったことはあまりしてないですが、それが少子化の社会、日本で一番問題になっている少子化問題です。財政再建より経済対策より、日本の未来は少子高齢化のことが私は一番問題だと思いますので、そういうことを生んでしまったのかと思います。

最近になってようやく消滅都市とかそういうレポートが出て、各自治体、子どもをたくさん産んでもらおう、若い世代に移住してきてもらおうというようなことをやっとな遅まきながら認識しだして、いろんな政策を打ってきました。それで、いろんな政策をそういう自治体が打ち出してきたということは、競争になるわけです。玉城町も今までは人口が減らずに来ましたが、そういう競争の時代になれば、今から統計、未来人口の予測をしますけども、そういう競争のことは頭に入れてないので、子どもがどこかほかのすごい政策をした自治体に行ってしまうたり、若い世代が度会町や南伊勢町のほうがいい政策をしていたら、そっちへ移住していこうということが起こりかねないので、やはりこれは競争になったらいかんという考えもあると思いますが、これは社会の根幹の話ですので、そういう競争に入って、ひいては日本全国の人口を上げていく中で玉城町も生き残っていこうという考えが必要と思うわけです。

それで、現状ではそういう新しい考え、国がやっている制度以外に何かやっていることはないので、国がやっている制度に厚みを持たせていくことがいいかと私は思いますし、地方の自治体でもいろいろそういう取組に厚みを持たせていくことをやり始めています。

なので、まず、今の玉城町の現状を知るために、第2子は半額、第3子は無料というのを活用している世帯、人数、金額はどうなっているのかをお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 4月現在におきましての人数でございますけども、第2子の半額につきましては、111人の方でございます。第3子の半額の方については4名となっております。世帯数といたしましては、約111世帯となっております。これに

よりも保育料のいくら要って、全体として安くなっているのかという部分でございませうけども、1552万5000円という数字が出てまいりました。年額でございませう。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 第2子が半額という人数が111人、第3子無料が適用されているのが4人ということですが、3人兄弟や2人兄弟は、かなり玉城町にはいると思うんです。でも、実際にはこういう少ない人数になっているというのが私の感覚ですが、そのネックとなってくるのが保育所に3人いる期間でないと3人目とカウントされない。小学生・小中学生・保育所では、3人目にカウントされない。同時にいることがこの制度のネックだと思うわけですが、私の感覚では玉城町の111人、4人というのは少ないと思います。兄弟の人数はわかりますか。例えば、18歳以下で3子いる世帯はどれだけあるのか、そういった部分はわかりますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 何名みえるかということとはなかなか難しいところもございませう。18歳を超えた方との兄弟の方というのはあろうかと思ひますので、ご容赦いただきたいと思ひますけども。

先般の子ども子育てに関するアンケート調査の結果、これは5歳までのお子さんをお持ちの家庭ということで取ったアンケート結果がございませうので、こちらのほうから推計いたしますと、1.93人という格好になってまいりませう。

また、逆に先般のプレミアム商品券の発行につきまして見た中で、5歳の子どもを含む世帯ということで計算させていただきますと、2.23人という格好になります。同様に18歳以下の世帯ということで全部を見ますと、1.76人という数字になってまいりませう。

ただ、平成25年度の国民生活基礎調査によりますと、全国の平均といたしましては、1.7人という数字が出ておりますので、玉城町としては全国よりも兄弟の率は高いという発表になっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今、話があったように、玉城町は、大ざっぱにいうと2人、兄弟がいるというのが平均値かと。1.93とか2.23人という数字がからすると、2人、兄弟がいるというのが平均ということを考えてみると、やっぱり111人というのは少ないかと思ひますし、それが少ないという要因を分析すると、やっぱり小学生と保育所とかにわかれているからこの制度の活用が少ないのかと思ひます。そういった中が、これは国の制度なので、そういった部分を地方自治体が厚みを持たせていくことをやっていけばいいかというのが現実的な話だと思うんですが。

例えば、伊賀市はこれまでの方針を転換して、3子以降にかかわる保育所や保育料を、この4月から無料にしているんです。それは第1子、第2子の年齢にかかわらず、第3子の子は保育料を無料としている。それは三重県内で伊賀市の話ですが、富山県や京都府も所得制限を設けた形ではあるけれども、この4月から第3子に関しては、お兄ちゃ

んお姉ちゃんが高校生や中学生や小学生であっても、保育料を無料にするということを始めました。これはそういう国の制度の使い途の中で、地方自治体はその部分の経費を負担して、子どもをたくさん産んでもらって町の将来を人口が減らないように頑張ろうというようなことだと思っんです。

そして、そういった流れが全国にもできてきた中で、先ほど町長も子育ては重点施策なのでという話もありましたので、そういった重点施策の中でこういったことを進めていくような考えはありますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 県内・県外でそうした取組をしておることもわかっておりますし、いろんな状況を更に見ながら、当然のことながら財政が伴うことでありますから、状況を見てこれから検討をしていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） これ、やっというんな自治体がこういう人口減少のことを気づき始めて、そういう見識を持った議員や首長がいれば、真っ先に取り組むような案と思っんです。なぜならば、若い世代、私も 32 歳ですが、そういう世帯、家を建てたりするとき、こういうことをみます。友人などに聞いても、まず保育所から入っていくので、小学校とか働き場とかそういうのはあまり問題ではありません。まず子どもがおって、その子どもが入る保育所がどうなっているのかというのが、一番私たちの世代が気になることであって、これを始めれば、本当に今までやってこなかった人たちは、想像をあまりできないでしょうが、かなり人口は流動して、若い世代や子育て世代が入ってくると思っいます。なぜなら、ほかの自治体がやってないですから。

なので、玉城町も三重県で一番人口が減らない町というデータが出ていますが、ふえる町は多分三重県で一つもないんです。なので、三重県の中や全国の中でも人口が 10 年後 30 年後に唯一増えている町、10 個ぐらいある中の 1 つが三重県の玉城町だというように町にすることが、私はすてきなことだと思っていますので、そういったことはこういったことから始まっていくことと思っいますし、ほかがやる前にやることで、すごく大きな成果を生むことだと思っいますし、財政負担のこともありますが、それは最初に話した保育料、高い所得の人からそれなりの負担をもらった分でカバーしたりして、そういった部分で補っていけるのではないかと私は考えています。

町長からは、この 2 つ目のテーマ、多子優遇制度については、子育て政策が重要ということもあり、そういう検討をしていく中にあるというような答弁をいただきましたので、これは早いことやったほうが大きな効果を生むかと思っいますし、どうせ多分 5 年後には保育料が無料になっているか、2 子 3 子は全員無料とかそういう時代になっていると思っいますので、その前にやって、この 2～3 年の移住の若い世代とかを取り込んでいっしてほしいと思っいます。

これで、今日の 2 つのテーマについては終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 1点だけご質問もいただきましたので、私の考え方も述べさせていただきます。

競争なり少子化の対策ということでのご意見、正にそのとおりで、大変地方は厳しい現状がありますし、そして、それをどうしていくのかということが、今、「地方創生」ということで国も力を入れてきておるわけでありまして。

介護のことは申し上げましたけども、具体的には65歳以上の方が適用ということになりまして、それまでに健康寿命を延ばしていただくことのような健康維持をしていただく施策を実施しております。その結果が、今、高齢者の医療費が三重県で一番低いという成果も出ておるわけでありまして、しかし、そのうえで健康が保たれなかった方に対しては、介護サービスを展開をしているというのが介護保険制度であります。

また、保育につきましても考え方は、今の少子化対策、私の考え方、あるいは議会の皆さん方もご理解をいただいて執行をさせていただいておりますけれども、所得の高低に関係なく、玉城町で生まれた方、あるいは玉城町へ転入された方については、町の保育所へ極力通所していただく、お預かりするという形を取らせていただいております。したがって、小中学校、保育所一貫した集団生活教育を目指していきたいと思っております。

やはり子どもたちに基礎的な学力を付けていくということでありまして、うちの保育所の内容も随分評価をいただいております。したがって、小さいときから玉城町のよさを感じてもらい、玉城町で学び玉城町で育つ。そして今、地方創生の「ひと・まち・しごと」で町の活力が生まれていくことに、町としてこれから一層力を入れていく必要があるのではないかと考えておまして、それが「小さくても光り輝く町玉城」のこのコンパクトのポテンシャルを生かして、周りの人たちが玉城を選んで玉城で住みたいというまちの魅力になるのではないかと考えています。

〔4番 北川 雅紀 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（9時58分 休憩）

（10時09分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番 奥川 直人君の質問を許します。

7番 奥川 直人君。

〔7番 奥川 直人 議員が登壇〕

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） 7番 奥川。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。通告に基づきまして、3点質問をさせていただきます。1点は、町道における交通安全について、2番目が、アスピータ玉城の公共下水道への未接続について、3番目が、議会と行政の関係について、町長のご意見をお聞きしてまいりたいと思っております。

それでは、町道におきます交通安全につきまして2点ございます。1点目は、外城田積良区の中学生の通学路を、町道の原・富岡線へ変更していただくとありがたいと。

2点目、町道勝田町・土羽線、これは多気から続いている線でございますが、交通安全対策について現状認識と今後の考え方についてお聞きをしてみたいと思います。

まず、1点目の質問は、今回で2回目になるわけでございますが、先ほど申しましたように、外城田の積良区の中学生の通学路は、町長、教育委員会もご存じのように、現在、矢野の集落内を通過、竹藪や山林の中を通過、人通りも少なく、以前から問題視されております。

今年、山神地区の通りに太陽光発電所が造成されております。あそこの道も一層見通しもよくなった町道原・富岡線沿いに歩道を設けていただいて、そして、中学校、高校生、そしてまた、山神・積良間自治区の住民の生活道にもなりますし、このようなお願いをしてみたいと思っております。

町内でも最近不審者も多い今日であります。まず、町長のこの道路に対するご認識及び対応をどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

[町長 辻村 修一君が登壇]

○町長（辻村 修一） 奥川議員から3点のうち、まず1点の町道の交通安全対策のご質問でございます。具体的に山神と積良間の通学路変更要望についてと、勝田町土羽線の交通安全対策についてということでございます。

まずは、町内、周りの市町からの町外に通勤の方、あるいは、町内に通勤の方の交通量が非常に増えてきておるような現状がありまして、やはり交通安全対策というのは大変重要だと認識しておりまして、具体的に通学路、積良の子どもたちの関係で、廣瀬精工さんのある東側から外城田保育所、外城田小学校へという町道があるわけでございますので、現在、その部分を優先して整備を進めております。ほぼ半分のところまでは各整備がなってきた状況でございますので、引き続き、これは対応していくという考え方がございます。

それから、これとは違って、山神・積良間ということでございますけれども、特に前段申し上げておりますような交通弱者の、特に通学路という形での安全対策ということで、現在の通学路として指定されておる積良から矢野の集落というところでの通学路になっておりますけれども、そういったところも危険箇所等きめ細かく配慮して整備をして

いきたいと思っておりますし、一部、自治区の区長さんからもご要望をいただきながら対応してきておるのが現状でございます。

具体的にこの山神・積良間の箇所につきましては、交通安全対策の事業の指定箇所といたしまして国交省へ報告をして、将来的には補助事業で対応したいという考え方を持っております。

もう一つの勝田町・土羽線の交通安全対策の現状認識と今後の考え方であります。この状況は、今、ご承知のように大きな変化はございません。しかし、現状は多気方面への通勤通過車両が非常に多くなっておるといのが実態でございます。また、周辺の農地耕作のための車両との兼ね合いも心配しなければならんといのが現状でございます。安全性の確保のためには、道路拡幅改良が有効な手段だとも思いますけれども、距離が3キロという長さになっておまして、相当の費用を要するということでございます。そんなことで、将来の土地利用、あるいは、いろんな総合的な判断をしながら計画をしていく必要があるのではないかと現段階では考えておる状況でございます。

以上でございます。

[町長 辻村 修一君が降壇]

○議長(風口 尚) 7番 奥川 直人君。

○7番(奥川 直人) この積良への通学路でございますけれども、これについては、もう随分前から要望が出ておまして、平成6年、これは請願で出ております。積良区、山神区、中学校PTA、外城田小学校PTA、そして地元の議員さん、これが請願として出ておる事実があります。平成19年、今から8年前ですけども、これは、先ほど、前回は申し上げましたけれども、あの道路で中学生が事故に遭ったと、交通事故を起こしたということがあって、これは積良、山神、原区の3区の区長からの要望を出している。歩道を付けてくれと。

そういうことをもとに、私は平成24年、今から3年前ですけども、ここでこの質問をさせていただいた経過がありますが、そのときと町長の答えは変わらないと。町長の答弁を今から読ませていただきますけども。

「町として、やはりこれは緊急な課題やと認識しておるわけであり、これは地域の皆さん方の安全対策という観点から、計画性を持って進めていかなければならないという考えをさせていただきたいと思えます。さらに、道路構造上の関係からも、見直すべきは計画段階で十分見直しをして施工するという形にしていきたいと思えます」と。

これは、今から3年前に町長がこの場で答弁をされました。そのとき、早速、対応を考えていただくのであればありがとうございますという形で、私はこの質問の壇上から下りたわけでありまして。

今の答弁をお聞きしますと、あまり何も変わっていないと。当時、緊急課題と、当時ですよ、今から3年前、緊急課題と申されておったわけでありまして、じゃ、緊急とは、それと、この勝田町・土羽線も費用はかかるけども、ここも早急にやっっていかないかん

とおっしゃってますけども、その緊急認識というのが非常に我々一般住民と議員と町長と、この「緊急」という認識の違いについてお聞きをしておきたいと思います。

それと、このテーマです。ここに歩道を付けていかないかんとすることは、町の計画としてちゃんと、ここにおられる皆さんも含めて、あそこなんとかせないかんとという計画に入っているのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） そういう経過です。緊急認識のところはたくさんあります。町内にたくさんあります。緊急なところばかりです。それをどう対応していくかです。それは、具体的にその場所が直ちにどういう状況で、どんな心配があるのか。それは、その地域の皆さん、あるいは、通学の皆さん、保護者の皆さんどなたも緊急とおっしゃるんです。それをどう財源確保していくかというのは、なかなか難しい。したがって、ご承知のようにあの部分、現場は、ご承知のように社会資本交付金事業でオーバーレイをずっと原・富岡線で順次、やらせてもらったと。いろんな整備を順次やっておるといことです。一つひとつやっていかないとなんともしょうがない。あれもこれも手を付けられたらそれでいいんですけど、なかなかそういうわけにはいかんと。それが現状です。

そのことは、毎年、自治区の区長さんも私のほうへお越しをいただいたり、こちらが出向いたりしておりますから、区の中での優先順位とか、あるいは、区だけではなしに町全体を眺めて優先順位とか、これはもちろんおっしゃるように、努めていろんなところを解決をしたいのが私の最大の気持ちであります。

具体的な計画のことは建設課長から答弁をいたさせます。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西 豊君。

○建設課長（中西 豊） 先ほど奥川議員述べられました中学生の事故ということに対してですけども、平成20年度に、当時から中学生の通学路は変わってないんですけども、緊急対応で幸神さんの前のあたりに歩行帯を設けまして対応はさせていただいたつもりであります。

また、原・富岡線の通学路指定ということですけども、まず、通学路は学校とPTAのほうで指定をしていただいて、教育委員会のほうで追認というような形になるかと思うんですけども、まずは当然車の通りの少ない道、なおかつ安全であれば最適ですけども、矢野の通りのほうは周辺が暗いということもありまして、町長も先ほどこちらの整備も対応していきたいということを述べておりましたので、道路部門としてもそちらの対応はしたいと思います。

それから、先ほども町長述べました交通弱者、具体的には小学生ということになるんですけども、そちらの対応をまず優先したいということで考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 先ほど教育委員会という話もありましたけども、教育委員会として現状の道路は十分ご存じだと思っておりますし、そういう課題認識はされておるのか。

また、教育委員会として、この通学路についてはご検討いただいて、提案なりそういうことはされてきたのかどうかお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 現在、積良の生徒が通うという形の中では、現在、中学校では3名の生徒がおります。その生徒が対象になってくるかとは思いますが。

本来、先ほど向こうからの答弁がありましたように、通学路は学校とPTAの方々が、自分とこの地域をよく知る中で検討をしていただいて、一番安全な方法を採用するという形になります。ですから、今のところ、自転車通行道がないという中では、矢野を歩いていくという形しかないかということで申請はされています。

ただ、奥川議員言われますように、矢野の手前のところの森のようにこんもりしたところ、あそこら辺のところは少し暗くなっておりますので、その点ではちょっと心配もしておるところですけれども、そういった点で現在のところ、PTAと学校が自分とこでこの道路がいいという道を選んで申請しますので、よい道ができた時点では、教育委員会としては積極的にその通学路へ転化していくような形を採っていきたいとは思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 山口教育長はご存じではないかわかりませんが、これは、先ほど申しましたように請願で中学校PTA会長、外城田小学校PTA会長から自治区も含めて出ておる経過がございまして、逆に言えば、言うてもだめなんかと、こういう結果になっておるかもわからんと。以前、何回も出しておるもんねと。だから、そういうことでは出てこない可能性があるということなんで、そういった意味では教育委員さん、教育委員長を含めて、もう一度、地元はどうやというふうなことを聞いていただいて、そういうことが望まれるのであれば、そういうふうにしたらいいと。そのかわり、これは前に何回も言っているということがあるかもわからんので、その辺は丁重に接していただいて意見を聞いていただきたいと思えます。

それでは、先ほどの町長の話に戻りますけれども、緊急箇所はいくつもあると。でも、それがどんな年代を超えて消えるかという、その住民の要望してきた経過、歴史、これもしっかり吟味しながら、その緊急性を説いていかないといけないと思うわけでありませう。

町長は、先ほど冒頭で行政はという、北川さんの質問で住民の要望を的確に把握し反映する、これが行政だと冒頭でおっしゃいました。これをメモを取ったんですが、よい言葉だと、そのとおりだということで。住民の安全が第一であり、玉城町の政策スローガンも「誰もが安心して元気に暮らせる町 ふるさと玉城」のはずであります。先ほど教育長が言われましたように、まさか子どもが少ないからということではないと思えます。住民、学校関係、議会からの要望が、先ほど申しましたように21年前にあったということ。それと、行政としても課題認識もお持ちのはずなので、本来、きょうは具体

的な回答をいただきましたが、ぜひ、これについては、重要な重要な課題、過去からの経過もある、地域の要望を無視するわけにもいかないと。交付税とかそういうものをあてにすることも、有効に使うことも大事ですけども、やっぱり重要なことについては、そういうことを実施していただかなければならないと思います。

次、先ほど町長からお話がありました多気・土羽線です。これも2回目の質問をさせていただいておるわけでありまして。この道路は、町民の皆さんもご存じで、多気・土羽から外城田川線を通してサニーロードにドッキングするという道路で、先ほど町長申されましたように、積良の原・富岡線も同じですが、町として恩恵をこうむっておる町内企業従業員の通勤道路でもあり、平日は特に交通量が多い。また、農業で田植えや稲刈り時期、そして、日常の農作業など、特に勝田町・土羽線は使われておるわけでありまして。

そして、きょうは農業機械も大型化しまして、その道路を運行する搬入する田んぼへ入ります。そういったものを兼ねた農免道路であるわけですから、多気町は道路2車線で歩道もあって、玉城町へ入ると、ここから玉城町かとわかる道路であるわけでありまして。農業者や住民は無論のこと、町内企業の従業員の通勤の安全確保も町の重要な課題だという認識を持って、きょう、質問をさせていただいておりまして、先ほど町長から大きな変化なしと、この対応については大きな変化はしないというご答弁をいただいておりますが、そして、距離が3キロあって費用もかかる、計画していく必要がある。

でも、計画というのは、すぐ計画にならないんです。今、7年前に私、これを質問しているわけですから、じゃ、7年前からそういうことを計画して、どんな形で作っていくという計画すらないものを、今から計画するでは永久にできないと思うんですが、町長、その計画をしていく必要があるというのは、いつからどのように計画されるんですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） この勝田町・土羽線の拡幅につきましては、以前からも議会の中でもご質問をいただいたり、お答えをさせていただいたりしております。その答弁といたしましてご理解をいただいているのは、40年来かかっております中楽・朝久田線の改善センターの南側の道路をサニーまで接続するということが、これが一番の町としての最重要課題、大変長年の遺産ということになっていきますから、ようやくにして共有地に手続きを進める前段としての個人の方のご理解が得られたというところまで来ておりました。今後、共有地の買収協力についての手続きを進めさせていただきたいというところまで来たわけでありまして、町といたしましても、やはり限られた陣容、そして、もちろんこの事業につきましても相当の財源が必要になってくるわけでありまして、いろんなところへ手だけ付けて一向に進まんということになってはいかんと考えています。

しかし、この幹線の勝田町・土羽線につきましても、日々の安全上、大変危険なところ

ろがあるわけでありますから、そのことも早い機会に計画を策定しながら進めていくように努力をしたいと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） これから計画を作るということで、いつになるかわからないけれども、なるべく早くやっていただきたいと思います。辻村行政として9年間、いろんな政策実現、これらの安全対策に対する政策実現は必要で、このテーマこそ実施すべきであると。私は行政に携わる一部の人間として期待をしたいと思っています。

そして、まず町長の方針がないと、この事業も確かに地道にこつこつやっついていかないとできない。地権者がみえますから、買収の問題とか手間がかかります。それだけにこういうことを早い段階から方針を立て進めていかないと、一層おくれてしまうんじゃないかと思いますので、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして2番目でアスピア玉城の関係でご質問します。

地域の協力もあったわけです。ここにアスピア玉城の温泉ができた。それで、ふるさと工房アグリもできた。この施設の公共下水道が未接続であると。今年、接続しないということのお話があって、なぜ接続しないのか、何度も聞きますけど、お聞きをしていきたいと思います。

そして、まず、地元でも役場とのいろんな活動で、農水環境を守る会も一所懸命進めています。また、ここから出る水は、原の里中を通る生活の水にもなる。又は、田んぼへ給水する、このようにすべてここから水が流れているという一番上流にある施設で、できれば公共下水道に接続をすべきではないかと、このようなお話をさせていただきました。前回の答弁のごとく、今年度中にアスピア玉城の公共下水道は本当に接続されないのかどうか、まずお聞きをします。

○議長（風口 尚） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 先ほどの奥川議員のご質問でございますけども、先般の第1回の定例議会の質疑におきましてご質問がございました。その中でお答えさせていただいておりますけども、アスピア玉城におけます公共下水道への接続は、早急にしなければならないという認識は持っております。持っておりますが、当然それに伴いまして、アスピア自体も建築後18年が経過をいたしておりますので、いろんな修繕箇所等も増えております。また、光熱水費等の高騰もしております。熱源部分での再検討も含めまして、施設全体の大きな見直しを今、担当課の中でどのように今後していくかということを検討をさせていただいております。その中に下水道の接続も入れまして、早急にその部分の検討をいたしまして、接続のほうを今後いたしたいと考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） だから、それはやらないかと。これは当然なんです。それが地域に公共下水道も地域の住民ももう付けておるわけです。柵へ接続しておる。そんな中

であることはなぜできないのかと。今年度中にやるのかどうかというタイミングを聞いておるわけです。

○議長（風口 尚） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 今年度中になるかどうかはわかりませんが、早急にその部分の検討をいたしておりますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） ご理解はしません。そういうことであれば、ちょっと3月の質問の内容を含めて話を進めていきたいと思っております。

接続をしない理由として副町長はこう答えておられますね。

「今現在、アスピーア玉城の合併処理浄化槽によって水質は処理されておりますので、私ども役場としては、合併処理浄化槽におきましても、下水道と同等の処理能力があると踏んでおります。そして、下水道接続がされれば、もっと水がきれいになって、ホテルやカワニナ等が生息できるというお話がございましたけれども、今、現状で下流2カ所で水質検査もやっておりますけれども、問題はございません。」

という答弁があったわけです。水質も変わりなく、生き物にも問題がない。本当かと私は思っています。

また、さらに、

「合併処理浄化槽と公共下水道とは、最終放流先も違いますが、ただ、合併処理浄化槽というのは、地域の排水に流れるわけですが、水質については、下水道で処理された水と変わりがないということを言っております。」

と言われておるわけです。

合併処理浄化槽を据えるというのは、水質改善については同じであるということでございます。議会の答弁であり、これが役場の考えなのかと驚いております。

そこで、行政の方針としては、公共下水道は生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な生活基盤を支える重要な施設であると謳われております。私も公共下水道ですばらしく町内河川の水はきれいとなって、自然も大きく変わると期待をしておりますが、どうも行政の皆さんと私の思いに下水道の価値観、認識の違いがあると思っております。皆さんがそういう認識ならば、公共下水道に対して今まで126億円をかけてきたわけです。玉城町の環境をよくしようと126億円をかけてきた副町長の申される、水は変わらないのであれば、この下水道は全く無意味でと言えるのではないかと考えているわけでありまして。

さらに、公共下水道に変えることによって、維持管理費、災害時の被害、これは予測がつかないですけども、そういった支出も見込まれて住民にまた負担がかかる。行政はこのような認識でこの大事業126億円をかけて推進してきたのか。前回の発言の議事録をもとに今、質問をさせていただいております。

町長いかがですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町全体の生活環境、特に水質がよくなるということが、玉城町の場合は特に農業町でありますから、用水としての取水の面から、あるいは、毎日の生活の暮らしの面から重要だということの認識の中で、ようやくご理解いただいて全町完備がほぼ進んでくるということになりますから、これはもう一步、いろんなところもすべてが完備するところ、あるいは、そうでなくても一部計画から外れている部分につきましては、合併浄化というようなところも部分的にはございますけれども、この町としての環境をよくしていくことは、これも最重要課題ということで捉まえて力を入れていきたいというのが今の考え方でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） そうしますと、町長のこの公共下水道に対する考えと副町長の考えは違うということではないんですか。副町長。

○議長（風口 尚） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 考え方は町長と同じでございまして、公共下水道、それから合併処理浄化槽、共に環境をよくするというで設置をしております。公共下水道の地域から外れたところは、町も補助をいたしまして合併処理浄化槽を設置をいただいて環境をよくしていただくという考え方に沿っておりますので、要は今現在、公共下水道の地域内におきまして、まだ合併処理浄化槽を据えていない家庭もございます。その部分の水質浄化については、下水道のほうできちんと拾って環境をよくするという考え方もっておりますので、何ら考え方は町長と変わっておりません。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） だから、前回言うた言葉は、合っているんですかと。こういう場で町民の皆さんも聞いている。であったら、なんで一緒なんか、一緒やったらせんでもいいのと違うと。だから、そういうふうなややこしい回答をするので、みんなが迷う、僕も頭にくる。それは、素直につなげていかないかんのやと。実はこんなのでおくと。こんな小さな町です。身近におるし、それがもっと素直に話ができないんかと僕は言うとするわけ。

次、いきます。僕はそのときに、終わってから副町長、あんた認識が甘いんと違うということで、議会での答弁に対して現場を見てきたらとお話をしました。それで、副町長も現場を見に行っていたらおるわけです。それは後ほど感想を聞きますが。

そして、過去にこの原の地域です。元々、温泉というのは、今、国東川のほうへ流れていなかったと。昔は田んぼの横の排水を通して流しておったという経過があります。これは町長、多分ご存じだと思います。それは非常に汚いという苦情が出て、向こうへ接続をし直したということであるわけですから、それは住民の方、一部の人はご存じです。ということで、要は薄めたということに現状はなっておるわけで。

このことについて副町長は、そういう経過も含めて理解をしておいていただきたいと思っています。その現場を見ていただきまして、別のところを僕は提案をさせていただきました。国東川では大きな水が流れ込んでいるので、なかなかその変化が見えにくいということで、そこだけ来ている、要は合併処理浄化槽だけ来ている水路があると。いっぺん見てきてという形をお願いして見てきていただきました。その感想も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 先ほど奥川議員からの申出がございまして、私のほうも場所的には幸神池の西側のアスピアへ入っていくところの近くの農業用排水路ですね。あそこを確認をさせていただきました。現状を見させてもらうと、藻がたくさん生えておったと現状認識をさせていただきました。ただ、それが私も専門家ではありませんので、現場認識をさせていただいただけで、それが合併処理浄化槽による排水の影響なのかどうかというところまでは感想を述べることができないと思っております。確かに上流と下流では、排水路の水の濁りという部分では何ら変わっているという感想は受けませんでしたけども、そこに藻が生えているという現状は見せていただきました。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） そこは地域が排水で毎年昔からずっと清掃をしていますから、その変化は随分わかるんです。あそこを一部塞いで、上流の田んぼのほうへ水をやるポンプも据えてあると。そうすると、その藻がそこへいっぱい詰まると。魚もいません。一度、一緒に観察に行きましょうか。魚もいなくなりました。そういう状況ですので、大変差があると、このような認識を持っておるので、行政で皆さん、地域のもっと中に入ってやっていただきたいと。要は、住民の人に聞いてもいいんです。一步踏み込むことがあまりできてないのかと思ったりします。あの議事録をすんなり読めば、一般の人が見れば問題だと伺いますので、本当は訂正をしていただくとありがたい。

もう1点は、担当課のほうからアスピア玉城の水路の接続に工事費がかかるということで、予算を申請したけれども、下水道を接続するとなると、先ほど申されたように合併処理浄化槽が3基あって、接続工事費が高いと。1200～1300万円になるんですか。アスピア自体の温泉施設の機器の更新などもあって、再度検討したいということで、いったん当初予算は保留という答弁がありました。

しかしながら、町長は日ごろから公共下水道については、計画的に進んできているとおっしゃっておりまして、当然計画的に来ておるのであれば、当然その予算ということも見込みながら、地域に迷惑をかけないということでもやられてきておると思います。普通の一般的な事業者であれば、計画性のないということになるわけでもありますけども、行政も今回、事業者という位置づけで見れば、事業者であれ、行政であれ、率先垂範で地域の信頼を得ることが大事だと、このように思っています。先ほど申しましたけども、地域の協力でできた玉城ということで、地域との調整なり、そういったことを無視して

できないということなので、地元に関心を持たないという行政のプライドというものもしっかり持って、こういう事業は計画的に進めていただきたいと思います。

町長、その辺については何かございませんか。計画性がおくれていると。よくわかりますけども、それを元々計画どおり来ているのであれば、そういうことの計画に今年度中に盛り込めなかったのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 副町長からも答弁をいたさせていただきますが、なんといた言いたしても18年経過をしておいて、集客施設でありますから、傷んでおるところがそのままではいかんし、環境もよくしていかんかんといたするのは、一番の課題だと思いたしていますので。まずは財源の見通しを立けて、早いうちに調査から、そして改修から入らしていただきたいと思いたしています。

もう一つは、ありがたいことに今も日平均200人を超える方て利用をしいたいでいるというのは、本当にありがたいと思いたしていますし、また、今のそれぞれ言われております地方創生の中にありても、地域の皆さん方がご理解いたたく、国東山からの山の整備をはじめ、そして、そのポイントとなるアスピータ玉城、アグリ産直、そういったこともまちの魅力の一つだと思いたしています。特に泉質も非常にいいということで評判がいいわけありますので、そういったところを十分もつともつと生かしていくことが、これから大事だと思いたしています。少し老朽化してきますこと、そして、今のいろいろな地域に迷惑のかからない、地域の皆さん方にご理解をいたつきながら、存続をしていくために努力をしいきたいと思いたしています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） ぜひ頑張っていたいで、今年度中になつとかしていただければありがたいと思いたします。

地域の了解を得たかということて、僕はこれ、そのときも聞いておるわけですが、地元原区とか、先ほど申しました「農地・水を守る会」とか、これからこんなんではいかんやないかという要望があつたらどうするのかということて担当課長に聞きましたら、現状といたしまして、今、自治区の原区さんからも、接続につきましての要望、要請も伺っていないという答弁がありました。でも、それはこのような事実を原区に説明をしたのかと。説明をしいないと何とかしてくれという話は出てこないわけです。それで、区内の公共下水道の説明会の中でも、温泉はもうちょっと待ってほしいという説明もないと。そんな中で、地域からそういう声が出てくるはずもないと。まだ多分、地域の人は、この間、私が話をしいてみますと、行政を信じると、こういう話ですね。それで、接続されんない話がないだろう、あんなうえでと、こういう認識です。そういったことて黙っておるのはいかんと。きちつと国に話を正式にやらないと、期待を裏切つてしまうようなことがあるので、それはそれで筋道を通して、自治区なりそういう各団体に話をしいる場を設けてもらわんないといけんないと思いたします。

その辺の認識はどうか。

○議長（風口 尚） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 先ほどのご意見ですけども、真摯に受け止めまして、地元の説明にお伺いという機会は持たせていただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 原の役員会で話が出てくる前に、事前にそういう話しておくのが本来の姿だと思いますので、ぜひ、そういう形でやっていただきたいと思います。

いろいろ長々申し上げましたけども、とにかく行政がリーダーシップを取って、率先垂範をして地域をよくしていくことが大事なので、今回は地域の皆さんを含め、この事業に対しては関心が高くなってくだろうと思います。皆さんが行われます、また、説明される内容イコール、玉城町行政とはこうだという形になると思いますので、皆さんは皆さんなりにお考えかと思えますけども、協働ということ掲げている以上、行政も議会も住民も三者がしっかり合意を得ながら進めていくというところで、そういったリーダーシップも含めてお願いをしたいと思えます。

続きまして、そういったことをベースに次の質問に入りますけども、3つ目は、議会と行政の関係について、町長の認識をお聞きしたいと申しておるわけでありまして。先ほど論議をしましてまいりました一般質問の内容とか質疑の内容、各種委員会での質問・意見等に対する行政の対応についてお聞きをしてみたいと思えます。

私は、ずっとお話していますように行政の対応が遅いのではないかと思っています。議会から課題提供されれば、そのとおりで行政としても問題視していますという答弁をされるわけです。問題ないかと言いますと、そのことは行政として認識しております。そう言われながら、なかなか形になってこない。私たちにとって大事なものは、議会として何度も何度もきょうのように同じ質問を繰り返さないと、ことが進まない。私が課題提起した一般質問でも、5回も6回もやらないと形になってこない。その辺、私は何か皆さんがどんな形で議会からの提案、課題を受け止めておられるのかということ、非常に理解に苦しむところがあります。

ですから、皆さんが玉城町の問題と思われても、町長から指示がないとできないのか。幹部の皆さんがきょうの議会で出た課題は、なんとかすべきと思われ共有されているのか。その場しのぎの答弁で、また今度、質問があったらまた考えようかというご対応なのか。これは多分町長の考えで変わってくると思えますし、現状認識をそれぞれ皆さんがどう共有していくかということに対して期待をしていきたいと思うわけです。

しかしながら、私は議員をさせていただきながら、そういうことも感じているわけです。先ほど申しましたように議員と行政、そして住民の皆さん、これはみんなそれぞれに多分、いい町をつくっていかうに、こういう形で我々もそれなりの役割を果たしているわけです。

しかし、現状を見ると、答弁もそうですけども、行政は行政、議会は議会、町民は町民と何かバラバラで、実はこうなんだと、もうちょっと待ってくれへんかとか、こういうように考えとるのやというふうな話ぐらいあってもいいかと。こういうことを話していかないと常に情報の共有ができていないと。それで玉城町がよくなっているのか、進んでいるのか、よくなっているのか、悪くなっているのか、この辺も我々もそうだし、まして、町民の人はもっとわからんということになりかねないと。

この三者の体質をつくっていく、これは職員、議会、町民の皆さん、これはトップである町長が最も重要な仕事だと、議会は議会、別だと。こんなのではなくて、みんながどう協力してやっていくかというのは、町長の手腕にかかっていると思っています。このことをもう一段階実現するために、国や県といったところへ町長が足を運んで交渉もしていただかないかんということになっておるので、勝手に私の考えを申し上げたわけですけども、このように行政と議会、そして住民との関係について、町長のご認識、課題があるのであれば課題があるで結構ですけども、私は私でこう思っています。町長としてどうお考えなのか。いつも言葉はいただいています。真摯に受け止めますとか、尊重しますとか。でも、現状、我々は現実を感じるころが多いということなので、その辺に対してお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議会と執行部の関係、二元代表、そして、それぞれが町の発展を思い、議論を交わし政策に反映して、少しでも町の活力がついていくという、そういうことでなければならんわけでありまして、私の認識は、ありがたいことに議員の皆さん方が大変ご協力、ご理解をいただいて、そして、いろんな施策が進んで、先般も60周年記念式典の中で知事が挨拶の中でも褒めていただいていたように、大変県下でも注目のいろんな成果が挙がってきておると。企業の拡張にしましても、あるいは子どもたちの元気、あるいは、「先般も元気です玉城祭り」もありましたけど、そういった中での地域のボランティアの皆さん方の大変な活躍、それは、議員の皆さん方の中も、町の子どものたちのことをいつも言いますけれども、文化活動やスポーツ活動に非常に指導者として引っ張っていただいているという取組があって、本当にいい形で町として注目を受けて、そして、それが今日、玉城町へ住んでみたいという方がおられる。そして、町外にふるさとはお持ちでも、ふるさとへ帰らずに玉城に残って住み続けられる方もおみえだと。こういうのが今の現状でございます。

しかし、町民の皆さん方の安心の暮らし、あるいは、テーマとして掲げておる元気な町、いろんなところの中から考えてみますと、将来を見据えて課題がありますから、日々の対応をしていかなければならないこと、先ほどの交通安全もそうでありますけれども、このことも先般の中日新聞の三重版でも取り上げていただいておりますけれども、三重県で即、実施しておりますのは、玉城町と津市と熊野市だけあります。これは何かといいますと、自転車専用通行帯としてのグリーンベルトの整備、あるいは、努めて交

差点の中のカラー舗装と。要は、毎日毎日の安全対策に町としてできることはスピード感を持ってやっていかなきゃならん。これは私の方針であります、やはり議員の皆さん方や自治区の皆さん方や町民の皆さん方のご要望に対して、どうお応えさせていただくかということは、当然財源が伴うことであります。限られた一般会計わずか 50 億円そこそこの財政の中で、なかなかそれに応えることが難しいというのが実態であります。これは、そういった財源手当、あるいは、いろんな相手のあることもたくさんありますから、そういったところの折衝も粘り強くやっていくことが、日々の町行政の執行の中で考え、そして、町の将来として何が必要なのかということもしっかりと考えていく。

そんな中で、少しでも玉城町が、この伊勢志摩の地域の中で十分その役割が果たせるように。そして、町に住んで、いつも言っておりますように、住んでいただいている方々が本当に住みやすい、住んでよかったというようなまちづくりを、議員の皆さん方と共にこれからも進めていくことが非常に重要だと。したがって、いろんな貴重なご意見は、いつも尊重させていただきながら、政策に反映できるものは反映させていただくという努力をさせていただいているつもりでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 今やられていることはそれでいいんですけど、これからいろんな政策を作るときに、どういうことをしようということから、やっぱり地域住民の皆さんの声を聞いたり、それを集約した議員の声を聞いたり、政策自体もそれは作るのはできるんだけど、それをどのように進めていくか、この辺はなかなか議会なり住民の意見は僕は聞き入れてもらっていないと思っています。やっぱり協働の町という形でやっておるのであれば、私が前に言ったように、行政は行政の役割、住民は住民の役割、議会は議会の役割、そこにオーバーラップした部分だけは協働で進めていこうという部分であれば、その政策をいかに政策は政策として、それがいかに有効に実現できるかという道筋、これはやっぱり共に進めていくべきだと思いますので、その辺は、こんなことをやったから議員さんは参加してくれてありがたいではなくて、ある意味、こんなことをしたいんだけどどうだろうということから、町民の皆さんも含めて参画していただけるような場も必要かと思います。基本的には結果だけ議会として判断したり参加したりしているだけで、そこになかなか入り込めてないという意味では、その辺の総合力が出せるように、そうすると、行政の皆さんもそうだし、私たち議員もそうだし、町民の皆さんもそれなりに考え方を出せる。周りの人が育っていくという場にもなるのではないかと期待をしています。

いろいろ各種答弁につきましては、皆さん方は即答は非常に難しいと私も思っています。しかし、提起された課題や問題点については、行政の皆さんの中でもう一度しっかりもんでもらって、あれは必要だとか、あれはもういいとか、これは後で検討していこうというふうなことをご議論いただいて、できれば私たちと共にその辺も共有をさせていただきたい。お互い尊重し合いながら、何事においても、とにかく2回も3回も僕は

同じ質問をしなくてはならないということなので、なるべく効率よくできることは、そういう課題については、日常の中でも話はできますし、お互いにスピードを上げて進めていけばありがたいと最後に要望をさせていただきまして、最後の議会と行政の関係についての質問を終わります。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

〔7番 奥川 直人 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川 直人君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(11時07分休憩)

(11時18分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番 北 守君の質問を許します。

2番 北 守君。

〔2番 北 守 議員が登壇〕

《2番 北 守 議員》

○2番(北 守) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、機構改革に伴う職員の定数管理について、2点目は、小学校の英語教育について、今回、質問させていただきます。

1点目に、機構改革に伴う職員の定数管理についてのお考えをお聞きしたいと思います。

昨年3月議会でしたか、確かに機構改革に関連いたしまして、生活福祉課及び産業振興課等の分割も含めた質問をさせていただいた記憶がございますが、このときは町長選、それから、質問者の質問の意図がなかなかうまく言えなかったということもありませんので、回答が残っておりませんが、今回は、3期目の辻村町長として、この4月には大幅な職員の異動を断行し、行政のやりやすい体制を今回確立したのではないかと思います。

しかしながら、昨年もお聞きしたのですが、その中でコンパクトな町であるという、玉城町は非常に全体に平野がほとんどですので、明和町さんのように海辺を持つておるとか、度会町さんのように山をたくさん持つておるとか、そういうことではなしに、本当にコンパクトな町であるということで、少数精鋭主義を貫いておられると思います。そういう点では、行政が効率よく運営しているということは、高く評価しているわけですが、少数精鋭主義に徹することは、非常に住民にとってありがたいことであり、いいんですけれども。

今回、総合戦略課の設置ということで、機構改革を実施したわけですが、総合戦

略課というのは、ご存じのように事務文書を見せてもらいますと、国でいう地方創生を受けて、「まち・ひと・しごとの地方創生総合戦略」に関することとか、総合的・横断的行政の推進に関することとか、特命事項、町長から指示命令があった場合、各課のかかわることなしに、ここの課ですべて調査、各部署の調整を行うとか、その他庁内の調整をということで、そういう総合戦略的な課を設けられたと。これはある面は画期的な面でございますけども、この点、今まで4月からやってこられて何か問題点か何か、また、やっておられる成果はどんなものかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

〔町長 辻村 修一君が登壇〕

○町長（辻村 修一） 北議員から機構改革に伴う職員の定員管理について、まずは総合戦略課についてのお尋ねでございますが、議会でご理解を賜って機構改革をさせていただき、課の設置をさせていただきました。説明も申し上げておりますけれども、玉城町版の人口ビジョン「まち・ひと・しごと創成総合戦略」の策定が要る。そして、第5次玉城町の総合計画のいよいよ後期5カ年の計画を、つまり平成28年から向こう5カ年の策定もかからなけりゃならんというときになってまいりまして、これを町の将来につながる施策を着実に実行・実践していかなけりゃならん。そういったことから、ご理解いただいて、4月から総合戦略課を発足をさせました。ご承知のように3人体制で取組をしております。そして、まち・ひと・しごと創成総合戦略の策定につきましては、今年2月10日に推進本部を設置をさせていただきました。現在まで3回ほど会議を重ねておるところであります。

また、既に補正等もいただき、議決もいただきましたけれども、国の地方創生による地域の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗管理、そして、あわせて、この4月から法改正によりまして設置されました教育分野の玉城町総合教育会議につきましても、着手をさせていただいたところでございます。したがって、まだ4月からでありますけれども、いよいよいろんなプランを計画的にこれからどう進めていくのかというところを、今、鋭意、詰めておるところでございます。具体的な計画策定に向けて多くの皆さん方のご意見も賜りながら、町の持続発展、将来につながるふさわしいものを策定をしていきたい、こんな考え方でおります。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 総合戦略課につきましては、この3月に課設置等を条例で我々も認めさせていただいて、既に動き出しておるということで、地方の創成の国の一番最先端の成長戦略と言われる、今、政府はやっておられるんですけども、そういうことを受けて、地方版で即、行動できるような課ということですけども、ここで総合戦略課をつくっていただいた、3名ということで設置していただいたんですけど、率直な気持ち、役場全体でコンパクトということもありますので、やっぱり人手がどうか、足りるのかという。

これはつくる必要はあるんですけども、足りるのかという感想があるわけです。

それで、今の現有の役場の庁舎の中におられる事務職員の方全体を指しているんですけど、具体的に町長のねらっている政策とか施策が、本当にやっていくうえで支障があるのかないのか、また、出てきておるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町の取り巻く環境もやはり変化があります。玉城は大きくは人口減少はございませんけれども、やはり周りの市町の影響というものもありますし、あるいは、今から将来を見据えての少子化、あるいは高齢化の対策、つまり、子育てや教育や福祉の政策を今からしっかりと自立をしないと、今の状態、あるいは、更に発展をしていく玉城町が厳しくなっていくのではないかと感じておりますから、そのためには、いろいろご理解をいただいております細かい施策をきめ細かく実行・実践できていくような組織体制が要るのではないかと感じております。

ご承知のように、基礎的自治体の仕事は、いろんな行政サービスを要望に応じてやるということももちろん一番重要であります。しかし、そんな中で、先ほどの議員の皆さん方からのご質問等もありますように、なんといいましても限られた財源、人材ということがありますから、これはまちづくりの中で最近からよく言われてます、知事も言っています協創を共につくっていくとか、ともに地域をつくっていくということで、より町民の皆さん方の協力をいただくこと。そして、町の職員は、町の発展のためにしっかりと貢献をしていくということで汗を流していくという、そういったところでまずは先頭に立って仕事ができる体制は、いつの時点におきましても、その都度その都度の施策に応じて必要な人材は確保したいと思っております。しかし、それはあくまでも町の持続発展のために財政の状況を見極めながら進めていかないと、いろんなことを戦略上したところで、長続きはしないという状況になってはいかんと感じております。町の身の丈を十分見極めながら、持続して玉城町が発展をしていけるように、そういった中で、組織体制を冷静に判断しながら、その都度その都度の要請に応じて体制を採っていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 職員の雇用等を含めて人員の問題につきましても、施策の状況によってというお話でしたんですけども、実態は職員が少し少ないというのが私の感想でございます。

20歳とか40歳とか縦断的に見せていただきますと、玉城町の年齢構成が、かなり40代から50代ということで、30代20代が少ないように思うんですけど、この点は実態はどうなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 年齢別の職員の関係でございます。まず一般行政職というくりの中で捉えさせていただきたいと思っております。一般行政職全体の中では58名、まず

もって 20 代の職員数につきましては、10 人ということで、率にいたしますと 17.2%。30 代のほうが現在 5 人、8.6%という状況。そして、40 代が 23 人、39.7%、50 代が 20 人ということで 34.5%となっております。これにつきましては、平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数の状況でございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君。

○2 番（北 守） ここで聞かせていただいたのは、20 代 30 代が相対的に足しても 26% 程度ということですが、役場の場合は管理職も係りも一体となって仕事を進めていただいておりますということで、係長の下に係りがおらんということも、これは玉城町役場だけの問題ではないんですけど、そういう実態もありますので、とにかくどこまでの人数が適正な人数で、どこまでがどうかというのがあるんですけども、今後、定数条例とか行財政計画において定員の管理を計画されておる予定はあるんでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 定員の定数管理につきましては、現行、定員管理適正化計画というのがございまして、これにつきましては、平成 23 年度から平成 27 年度までということで、今年度は最終年度にあたるわけでございます。今年度中に 28 年度から 32 年度までの 5 カ年の計画を策定をすべく、今現在、準備を進めておるところでございますし、職員の定数につきましても、来年度以降のもろもろの業務計画等、そして、また今申し上げました定員管理の適正化計画と合わせて改正につきまして検討を進めたいと考えておるところです。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君。

○2 番（北 守） 前向きにいろいろと検討されていくと思います。

私も特にこの論点の中で言いたいのは、数字的に見まして類似町である多気町の場合が 1,000 人当たり、この間も言うたんですけど 5.45 人、明和町は 4.24 人、度会町は 5.64 人、いろいろと市町によって状況が違いますけども、玉城町は極端に 3.31 人と。数字から見ますと行政効率が非常によいということになるわけですけども、今年は 27 年度ということで 2 名の事務職員を採用されました。特に今回、ここのところで時間をいただくということでは考えておりませんでしたのですけども、職員数は本当に今の身の丈に合った職員数、施策に応じた職員数を配置していくという答えもいただいておりますので、今年の職員の採用計画はあるのかどうか、その点も単刀直入にお伺いします。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 来年度、4 月に向けての職員採用でございます。この件につきましては、今年度、役場関係職員、行政職につきまして退職が 2 名見込まれてございますので、一般行政職の若干名の採用の計画を、現在進めておるところでございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君。

○2 番（北 守） 退職者補充ということだけではなく、全体的にも見直しをかけていただきたいというのが私の感想でございます。何はともあれ、行財政計画において効率

性という側面では非常に評価されるということですが、一方では住民サービスの低下につながりかねないという、すごく怖い両面を持っておるわけです。

役場の仕事は、前も言いましたが、生産をする分野ではありませんので、精神労働の側面がありまして、そこに働いてみえる方は、人こそ宝というふうに考えていただいて、これはいつでも考えていただいておりますのではないかと思います。今後も更なる住民サービスの一層の向上をお願いして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2点目の一般質問ということで、小学校の英語教育についてお考えをお聞かせ願います。昨年度より、県の英語コミュニケーション向上事業県補助金ということで、県下で津、鈴鹿と玉城町と。なんで玉城町がここに入るのかと思うんですけど、補助金を受けて県で3つ指定を受けた。その中で玉城町が入っておるわけですが、英語授業に力を入れておると。昨年はおもちゃのレゴブロックというのがあるんです。そのレゴブロックを使った授業を県のモデル指定校である下外城田小学校で研究授業を行われ、県内の研究教育関係者から注目を浴びたという新聞報道を見せていただきました。

本年からは、英語コミュニケーション向上事業を少し前進的に拡大をして、玉城町独自で小学校1年生2年生へ英語教育を実施していこうと、この4月からされておるわけですが、とにかく小学校1年生から外国語を、英語ですけど、親しむ教育を試行していこうということは、教育委員会の指定については高く評価しておる分けです。

それから、志摩サミットが来年あります。それから2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開かれ、いよいよこの地域も国際化してくるということもありまして、その意味では、先進性も評価したいと。

余談ですが、土曜授業はなかなか手の付けられなかった授業を、昨年、ぱっと4月からやったということも、ある意味、教育委員会の進め方については、一定、評価しております。

さて、試行をするにあたって、いろいろと問題もあるかと思しますので、問題点を整理しながらしたいという思いもありましたので、以下の質問を続けていきたいと思します。

小学校の英語教育は、新学習指導要領により平成23年度より5年生と6年生の外国語活動が必修化されました。これは後で教育長に答えてもらえると思いますが、週1回だったと思します。

また、文部科学省がグローバル化に対応した英語教育改革実施計画が、平成25年度に公表されました。それに基づいて有識者会議で今、論議がされてきたわけですが、玉城町におきましては、26年、昨年からは小学校3年生以上の児童にALTを中心とした授業をしてきたという経過がございます。急速にグローバル化が進んでくる。それから、志摩サミットということで、この地域にもいろんなお客さんが来る。その中で英語がし

やべれるということで、そういう点では独自に進めてきたということですが、3年生4年生は去年から英語の授業をやってこられました。

これについては、全国的に見ますと、約3,000校、日本全体の15%程度ということで、割りから見ると玉城町は早く手を挙げていただいたのだと思っています。文部科学省の外国語活動実態調査というのをやっておるんですが、それによると、小学校3年生4年生への導入は、英語学習への動機づけや聞き取り、発音の向上に効果があると考えられると結論づけております。

ここで質問をさせていただきたいのですが、去年、英語教育をやっていただきました3年生4年生、ここで何か問題点が出てきたのか。また、更にこういう効果があったというものがあれば、ここでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 英語コミュニケーション力向上事業、昨年度から受けさせていただきまして、非常に県のほうも注目して、県下3地区あるんですけども、一番よく頑張ってくれているということで、特に下外城田地区にマスコミ関係が入ったという経過があります。そういう点では、津や鈴鹿、玉城3地区ですけども、それに負けないぐらいの機動力で英語コミュニケーション力向上事業をやってきております。

県の教育長も来ていただきまして、今年は県の教育委員会もこの後、来ていただけるような予定もしております。そういう点では、一步ずつ着実に歩んでいっていただけるかと思っています。

特に英語の教育には、「話す・聞く・読む・書く」、4つの分野があるんですけども、特に小学校英語につきましては、5～6年生を中心に、慣れ親しみながらコミュニケーション能力を培うという趣旨があります。そういった点から、話す・聞くを中心にして小学校の英語教育は指導されてきております。その中心になりますので、発音を重視した指導が行われて、特に発音指導の中で外国の方々と話すことができる言い回しの指導として、「フォニックス指導」というのがありまして、そのフォニックス指導を中心に行われます。

そのフォニックス指導というのは、歌とかリズム体操で体を動かしながら楽しく慣れ親しんでやる指導ですので、非常に子どもたちの中に楽しみにしている子どもたちが増えていったことは事実です。我々も側から見ておって、子どもたち、真剣に楽しくやっているなということを感じております。

それから、もう一つ、レゴを使って自分たちが発想力でレゴでものを組み立てる。それを英語と兼ねあわせて発表するというのをやっております、これも想像力がつく非常に楽しいものだと思います。

ただ、先ほど北議員さんからのご質問の中で、小学校の先生は本来、小学校英語ですので、中学校の英語の先生は英語ができる先生、免許を持った先生がみえるんですが、小学校の先生は教員免許を取るときも採用のときも、英語を教えるという観点で選ばれ

ておりません。そこで、その点から教員の指導に課題もありますけども、このコミュニケーション力向上事業のお金、それから町の補助もいただきながら、英語のできるALTと連携しながら更に雇っていただきましたので、そういった点で課題を乗り越えて、小学校の先生方の補助としてやっていただいておりますので、今のところ、その克服はできているのかと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今のところ、3年生4年生ということで、聞く力、話す力を重点的にということでした。

この文部科学省が出しておる小学校外国語活動実施状況調査というのがあったわけですが、この中で小学生の7割が英語が好きだと。英語の授業が好きだと。小学校です。そういう回答を寄せたと。中学生に至っては、8割の方が小学校の英語の授業、簡単な英会話が役立ったという回答をしております。

それから、先生におきましてはどうかと。中学校の先生から、小学校の外国語教育活動を前と比べて、生徒による英語の聞く力、話す力が向上したということで、かなり教えやすくなったという回答が出ておるわけですが、今、次に聞こうかと思ったのですが、玉城町はどんな傾向にあるのかということも聞きたかったわけですが、今、答えていただいたようですので、どうですか、教育長、もうよろしいですか。答えてもらって、玉城町としてどういう傾向が今、出ているのかどうかというのはわかりますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 本来ならば、先ほど言っていたかのように5～6年生で週1時間という形を採っております。それを3年生4年生にも広げていくというのが、この英語コミュニケーション力向上事業です。そういう点から、子どもたちが更に下の学年から学べる、英語に親しめるということは、非常に大きいことかと思っております。それで、ほかの地域にはない勉強ができることが、大きな玉城の子どもたちにとっては幸せになっているかと。それも、先ほど話させてもらったように楽しく伸び伸びと生き生きとやっておるということですので、そういった点では効果が大きい事業をいただいたかと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） そういうことで伸び伸び生き生きと、非常に教育にとっては重要なことと思います。

あと、私もぱっと聞くのがすぐ抜けていくほうですけども、入学式のときに教育委員長さんでしたか、来賓、町長の祝辞でしたか、副町長か忘れましてですけども、玉城町は今後、英語教育に力を入れていくと非常に強調されておったような記憶がございます。

それを受けて、この間、先日も外城田小学校の運動会がございました。小学校1年生の子たちの集団だと思うんですけど、ALTの方が前を通ると、みんな喝采で手をたた

くんですね。それで、すごく人気があると。これやったら英語というのはどこかで染み込んでおるのかなと思ったわけですけど。この1～2年生の今度、拡大してやっておるわけですけど、この指導方針というのか、何かそういうものがあれば、また、問題点があればお答え願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 小学校の3年生からやった中で、子どもたちが非常に生き生きとさっき話させていただいたわけですが、さらにもっと低学年の子どもたちに英語の授業を受けてもらいたいという感想を私どもは持ちました。それで、ALTを介して英語の授業ができるということです。そういった点では、小学校の1年生から楽しい英語会話等もやるということが、小さいころから英語に物おじせずにコミュニケーション力を付けるということは大切だと思っています。

我々の世代というのは、ALTのいない世界でした。学校の先生が教えていただくのは日本の先生が教えていた。我々外国の方々がみえたときに、逆に言ったら物おじしたというところもあります。ですけども、先ほど北議員さんから言われたように、ALTがリーダーとかサラという、手を振って歓迎されている状況を見たときに、彼らは外国の人に物おじしない状況がこれであっていかかとは思っています。ですから、幼いころから子どもたちが外国の人たちと会話できるチャンスをいただけるならば、もっとこれからグローバルな社会に立っていく子どもたちに、外国の方々との交流ができていくなかと思うようになっていきます。

そして、アルファベットや単語を小学校で音声から入りながら勉強する中で、中学校への学習へと移行していければいいなと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） この有識者会議の中で、高学年よりも、むしろ3年生4年生の中学年よりも聞きとりや発音の効果があつたということで結果が出ておるということですが、1年生からの導入、さらには、保育所も含めて、導入という言い方はちょっとおかしいんですけど、英語に親しんでいくという町の考えというのはあるんでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 今、2人、ALTを雇用させていただいております。その中で今まで1人であったのですが、小学校英語が増えたということもありまして、保育所にもこのALTに行らせていただいております。そういう点では、小学校からも授業ではないんですけども、外国の方とふれ合う機会をつくりながら、楽しい時間を保育所でも過ごしていただいておりますので、そういった点では、先ほど言わせていただいたような教育の方向性が一貫して出てくるのかと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 確かに私も音声という表現をしておるんですけど、日本語の場合は108音声があるとされておりまして。英語の場合は1,808もあるということで、小さいころ

から慣れ親しむことが僕も大事と思っておりますので、ぜひ、これは続けていっていただきたいと思えます。

それから、メリットばかりお話させていただいたんですけど、前も本会議の席上でしたんですけど、母語、母国語のことを指すんですけど、母語が確立していないという1年生2年生に対して、英語がどうかかわっていくのか。また、日本語と英語が混在していってうまくいけるのかどうか、そういう点は私心配しておりますけど、教育委員会の見解はどうでしょうか。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 小学校英語というのは、学習というよりも、慣れ親しむ、発音を楽しんだり、外国の言葉を慣れ親しんで体や耳で覚えていくことが中心になります。ですから、そういう点では、普通、英語の授業でそういうものを習得しながらも、日常会話はやっぱり日本語ですよ、子どもたちは。そういう点では母国語というのは日常から使いますから、母国語が妨げられることはないと思っています。

ただ、住んでいる言語が一番と我々は考えておまして、国語教育もしっかりやっていく必要があるとは思っています。特に、全国学力・学習状況調査が読解力を必要とする問題が非常に増えておりますので、今、県を中心にして学力を上げるために読書力、それから会話力、コミュニケーション力を日本語の中で学習していく必要があるということで、そのほうにも力を入れてきております。先ほど言わせていただいたように、小学校英語は楽しく慣れ親しみ、物おじしない児童を育てていくことを中心に考えておりますので、そういった点での両立を日本語との兼ね合わせをしていきたいと思っております。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君。

○2番(北 守) 母国語、母語に関しては、国語の時間を指導要領によりまして10%増加ということで今なされておるといことですので、問題は懸案が払拭されると思えます。

あと、時間的なこともありますが、特にお聞きしたいのが、まず、指導体制ですけども、例えばALTとのコミュニケーション、日本語がしゃべれるALTが来てくれればいいんですけど、しゃべれなかった場合、学校で対応していくとなると、それができるのかという心配もあるんですけど、できれば教育長の答弁の中で、中学校の場合は英語の先生をやっている専科の先生がおってくれるということですけども、小学校の場合は専科の先生がいないということで、そういう点が苦勞な点と思うんですけども、態勢的には心配がないのかどうか、その点お聞かせ願います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) ALTは現在、2人おります。リーダーさんは日本語も達者です。ところが、今度、雇わせていただいたサラさんですけども、サラさんは全く日本語ができません。そういう中で学校へ入ってきたと。ところが、やはり先生方が努力しま

す。ALTの英語しかできないサラさんと言葉をちよつとずつかけながらコミュニケーションをやっていて、そして、指導はサラさんに頼む中で、そして、先生も英語の力を勉強しながらやっていて、かなりコミュニケーションも取れてきて、逆に今、先生方が主導になって、今度はサラさんに英語の会話を発音していただきますということを行いながら、サラさんとコミュニケーションを取れる先生ができ上がってきているということで、私は先生方が苦勞されながらも、そうやって一歩ずつ努力されて階段を上っていただけたのかと感動しました。

それから、研修の形も現在出ておりますので、かなり研修のほうも行っていただいておりますので、英語研修に力を入れてきておりますので、その点、徐々に先生方の力も付いてくるものだと思っております。現在、そのような態勢で行っております。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君。

○2番(北 守) できれば、小学校にも人事のときにしていただいたらどうかと思うんですけど、英語の免許を持っておりながら小中の免許共通ということですので、そういう方を小学校にも配置していただいたらどうかと、これは私の感想でございます。

それから、特に教育というのは全般的に総合的に指導されていくと。知育・徳育・体育、そういうものであると思うんですけども、なんで英語教育を全国に先駆けて行う意義は僕は大きいと思います。自分自身は。しかし、なぜ全国に先駆けて英語教育に力を入れようと考えたのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 私も英語教育を導入しようとしたことについては、町中では外国の人と会ったり、いろんな外国の方々も旅行されたり来る機会があります。玉城にはなかなか外国の人がみえることは少ないと思います。

ただ、これから子どもたちが成長していったときに、都会へ出たり、企業に入って外国の人と話をしなければならぬときに、やはり今、グローバルな社会に巣立っていく中で、英語教育は必要ではないかと思っております。そういう点では、私どもも英語がもうちょっと勉強したかったというのもあります。そういう点で田舎の子ども、玉城の子どもであっても英語ができるんだという力をどうしても付けてやりたいという思いがありまして、ほかの地域でも手を挙げていただいていたんですけども、当町が手を挙げて入れていただいたのも、県も市ばかりではなしに、町も入れていただいた一つの例かと思っております。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君。

○2番(北 守) グローバル化というのは待たないということも含めて、教育委員会がなるべくなら行政のも先取りした形で今回やっていただいたと。田舎の子どもという表現でしたけど、どこへ出ても物おじしないような子どもをつくらせていきたいという思いが伝わってまいりました。

私も特色ある学校づくりということで、玉城に来て、玉城はええなあと、英語ができ

るよってええなあと生徒が寄ってくる、先生が寄ってくる、そんな町にしてほしいと私は思っておるわけです。

それで、最後になりますが、ここで町長は総合教育会議の会長さんでおられます。そこで全国に先駆けることや、玉城町の存在感がここで上がると。玉城に住みたい、子どもや先生の異動において、玉城に行きたいという思いが出てくると思うんですけども、ここで会長である町長が、何かそういう英語に関する会議をこれから持っていくにあたっての思いがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 私も以前から日本語もできないのに外国がどうかという思いもありましたですけれども、外城田小学校での授業を参観させていただきました。実に子どもたちが楽しく授業を受けておまして、私たちの時代と違って発音から丸つきり違うわけでありまして、もう少し私も小さいときからそういう授業を受けておったら、もうちょっとましになっておったかと思ったりしたわけです。

そして、やはりグローバルの時代ということは、議員もおっしゃったとおり、先般3月、2月の末にも東京大学のほうへ行ってまいりまして、海外あるいは玉城町への体験プログラムの発表会がありました。海外への体験プログラムの報告会はすべて英語です。さっぱりわかりませんので、うつむいておただけでありましたけれども、やはり今、まさにグローバル人材をどう育てていくかという時代になっておりますから、次のこの社会を担う若い人たちには、早い時期から英語に親しんでいただく。そして、子どもたちが、私どもも勉強が大嫌いでありましたけど、楽しく学校へ行って楽しく勉強をしてくれることが一番いいという印象と持っております。

そういったことで、玉城町は教育の町、教育に大変先人の皆さんが力を入れて、環境面でも本当に三重県でも有数な町にさせていただいておりますから、そのことを町の魅力としてアピールをしてまいりたいと思っております。

これからもご支援いただきますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 町長のほうから決意というか、玉城町は英語ができる町、英語と特化したような表現ですけど、そういうふうな町にしてほしいと思います。

それで、最後に国も日本の将来にとって極めて重要な英語を、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すと、そこまで言いきっておるわけです。だから、この玉城町が中心になって学校が盛り上がっていただければいいなど。

それには、一定の成果が必要ではないかと思えます。例えば、今、一つの検定で英語検定というのがあります。それからTOEICもあります。いろんなことあるんですけども、この間のNHKのテレビで、平成31年度より、これは中学校を対象に全国英語の学力テストという案が出てまいりました。それから、英検3級といいますと、中学校卒業程度、小学校ですと英検5級ですと、中学校1年生終了程度ということになるん

ですけど、今は大体各学校、全国平均約30%程度が英検3級を取っておるけども、この31年には英検3級を50%にしていくと、そういう報道がございました。

一番最後ですけども、もう一度お聞きしたいんですが、玉城町の英語にかける情熱、熱意をもう一度お聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 確かに文科省が、先日、出した学力調査の英語版ができあがってくということで、国語・数学・理科・英語という形での学力調査が出てくることになると思います。子どもたちにそのときに恥をかかないような、やっぱり英語を勉強していてよかった、英語ができたという喜び、達成感を味わわせるような教育にしていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今の決意を聞かせていただきまして、玉城町は英語でも秀でた特色ある町ということで、ぜひ、それをつくっていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔2番 北 守 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北 守君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

(12時08分休憩)

(13時01分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 中瀬 信之君の質問を許します。

5番 中瀬 信之君。

〔5番 中瀬 信之 議員が登壇〕

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、3点の質問をさせていただきます。1点目は、保育料の第3子以降の無料化施策の効果と課題について。2点目は、空き家対策措置法の施行に伴う行政の役割について。3点目は、公用車へのドライブレコーダーの設置についてであります。

それでは、第1点目の保育料の第3子以降の無料化施策の効果と、今後の課題についてお伺いをいたします。この質問につきましては、前段の議員からも質問がありましたので、重複するところは改めてお答え願うようなことがあろうかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

町長がよく言われますように、玉城町は将来にわたり人口減少の少ない、小さい町で

ありますが、少子化という大きな波は、この玉城町においても押し寄せています。平成 27 年 3 月版の玉城町子ども子育て支援事業計画に書かれているように、平成 24 年で出生数は 125 人で、合計特殊出生率は 1.53 であります。先般、発表されました厚労省の 2014 年の合計特殊出生率は 1.42 であり、玉城町はその数字より上を行っておりますが、将来の日本国や玉城町の人口が減少していくということが読み取れるわけであります。

今の日本国にとって、子どもを多く産み育てることは、重要な課題の一つであります。しかしながら、子どもを多く産み育てることは、将来に対する楽しみも多い反面、経済的には大きな負担がかかります。

平成 20 年になりますが、小林一則議員が議長のとときに、議員発議として玉城町の保育に関する決議というものを提出し、そのとき、議員全員が賛成で可決された事案があります。その内容は、保育料の多子軽減策と第三子以降の無料化などを含む決議でありました。そのことを踏まえ、町長は条件付ということではありますが、保育料を第 2 子は半額とし、第 3 子以降については無料化ということで実施をされておりますが、多くの子どもを持つ保護者にとって条件が整っていれば、経済的に負担が大きく助かることであったと思っております。

そこで、今、行われておる多子軽減策の内容、条件を何うとともに、その効果がどのように発揮されているのかということと、今後、どのような課題を持っておられるのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5 番 中瀬 信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

〔町長 辻村 修一君が登壇〕

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から 3 点の質問をいただきました。まず、1 点目の保育料の第 3 子以降の無料化施策の効果と課題ということでございます。

ただ今もご質問の中でもございましたけれども、議会でご了承いただいて平成 22 年度 4 月から、第 3 子以降の無料化の開始をさせていただいたということでございます。なかなかその効果が明確に表れておるのかどうかということ、非常に検証は難しいわけでありまして、長い目で総合的な形で判断する必要があるのではないかと考えています。後ほども具体的な計数、数値等は担当課長からもその時点では説明をさせていただきますけれども、平成 20 年から 24 年までの合計特殊出生率は、国、県よりも上回っておりますけれども、平成 25 年度は下回る結果となったということでございまして、平成 26 年度につきまして、母子手帳の発行部数から推測すると、回復する見込みですが、これもまだちょっと不確定な部分がございます。

したがって、前段の議員さんからもご質問をいただきましたけれども、やはり県下の市町の中でも、この制度、3 子以降の無料化の施策を既にやっているところもご承知のとおりでございまして、その時点でもお答えなり、考え方を申し上げておりますけれども、やはり財政負担等のこと、あるいは県としてのバックアップ等も、働きかけをもつ

としていく必要があるのと違うかと。

そして、国があるいは県が、そして市町がこのことを重点施策として少子化対策をしていこうという今の流れでありますので、そういった点で、仰せのとおり一番重要な課題と認識をしておるわけでございます。このことだけではなく、総合的に少子化対策というのは展開していく必要があるだろうと思っておりますので、いろんな保護者の皆さん、あるいは保育の現場の皆さん方のご意見等、十分拝聴をしながら、効果的な施策をこれからも講じていきたいと思っております。

以上でございます。

[町長 辻村 修一君が降壇]

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 合計特殊出生率、26年度出たわけですけど、玉城町の分の数字としては把握してございません。申し訳ございません。24年度まで子育ての計画のほうに載せさせていただいておりますように、全国が1.41、三重県が1.47に対しまして、玉城町が1.53ということで上回っておりましたんですけども、25年度につきましては、国が1.43、県が1.49に対しまして、玉城町は1.42ということで下がったような状況でございました。

その中で母子手帳の発行件数等から推測した中では、24年度におきまして106ということで、この数字が影響して25年度の特出生率が下がったのかという推測はしておるところでございますけども、25年度につきましては135、26年度につきましては130ということで、また回復してまいりましたので、合計特殊出生率26年度の発表が国・県でもあったんですけど、玉城町の数字を今つかんでおりませんので申し訳ございませんけども、推測的には上がっていくのではないかという見込みはしております。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬 信之君。

○5番(中瀬 信之) 前段のときに町長が言われたように、子育て支援をするということは、玉城町の最重点課題ということも言われております。そういうことからすると、今回の多く子どもを産み育てる家庭にとって、軽減策というものは重要なことであろうかと思えます。実際に3人以上子どもがおっても、前段の場合ですと保育料金が減らされるということが少ないと思われれます。

もう一度伺いますが、実際の18歳以下の3人以上の兄弟世帯という把握をされておるのか伺います。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 第3子が18歳以下ということで答えさせていただきますと、世帯数につきましては、前段議員のときに小学校までで111世帯ということでお話をさせていただいたかと思えます。18歳まで拡大いたしますと、更に36世帯増えまして、147世帯となろうかと考えております。人数につきましても、小学校までの在籍で160名ということで申し上げましたけども、18歳まで拡大いたしますと、更に40名

増えて200名となります。

これに伴います財政負担でございますけれども、小学校までで2750万円弱ということで試算をさせていただいたところですが、18歳まで拡大いたしますと、それに更に660万円ほどの費用がかかってくるというところでございます。

また、県下の多子世帯の施策の状況でございますけれども、27年4月1日の調査がございましたので、若干報告させていただきたいと思っております。市町の単独での保育料軽減を行っているかという問いに対しましては、7市町が単独で行っておることが出ております。22市町につきましては行っていないというところになってございます。四日市市、鳥羽市、前段の議員にありました伊賀市については、第3子を無料化という格好の施策も取られておりますし、あとの伊勢市、松阪市、名張市、熊野市につきましては、保育料の別の格好での減免措置を取られておるところでございます。

また、尾鷲市につきましては、紙おむつあたりの助成等もされておるということで情報はつかんでございます。この意向調査の中で県が保育料の減免事業を行った場合はどうかということで、26市町が予算が確保できれば事業を実施したいという意向調査は出しております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 実際、3人以上子どもがいて、3人目が無料化されるという家は本当に少ないと思うんです。午前中ですと4人おられるということをおっしゃってありますが、玉城町の広報の中にも、第3子以降無料化とか、国の政策はありますが、そういうことが示されているところは何もないです。ですから、実際子どもを持つ親にとって、こういう制度があること自体、あまりわからない状況だと思います。実際そういう中で、第3子以降が無料化にされる想定はどういう場合が考えられるのかお答え願えます。今、どういった状況の人が保育所において、第3番目が無料になっているのかという状況は。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今、現状の多子世帯の軽減措置でございますけれども、保育所に3名みえる方については、無料という格好になってございます。ご兄弟で、2名の方については、2分の1という格好の施策になってございます。また、多子世帯につきましては、年度によって若干の差異もございまして、27年度につきましては4世帯ということですが、26年度は5世帯、25年度につきましては、15世帯という格好で、年によってばらつきがあるということでご了解いただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） この制度は、文だけを読んでおると、3人目以上の子どもについては保育料が無料化で、非常に助かるなというイメージが非常に湧いてくるんですね、実際に親としては。私も娘がおって、実際に孫がいて、そういう場合に想定が当たるかと考えてみると、なかなか子ども3人おっても当たらないですね。必ず1人が小学校に上がるとか、3歳未満で家にいるとか、いろんな状況があって、実際に3人目以降無料

化といっても、そのことがすべての保護者にとってありがたいことではないと思います。本来、多くの人に支持をされて、その効果が出て、その結果が、例えば子どもをたくさんつくっても玉城町としては非常にありがたいんだなというイメージが湧いてこない、本来、意味がないと思うんです。町長、前段で将来、そのことも検討すると言われておりますので、あまりそのことについてどうということは言いませんが、やはり三重県下においても、県が率先してやらないところについては、各市町がこういう政策を採って、我が町は第3子以降については無料化ということを全面的に押し出していこうというところもありますので、そういう面にもう一度、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

町長は、玉城町は将来的に子どもが減りにくい、減らない町だとよく言われますが、これは先人の皆さんがいろいろ政策をやったおかげで現状があると思うんです。将来に向かって辻村町長のときにこういう政策があったからこそ、将来に向かって玉城が生み育てやすい町になるんだということの一つの礎にさせていただくとありがたいと思ひます。第3子以降の無料化については、町長も先ほども検討すると言われておりますが、再確認という意味で答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今の昨年の「日本創成会議増田レポート」の発表の三重県で一番人口の減少しない一番の大元は、30歳から40歳の女性の人口が減少しないという推計のもとで、25年先の2040年の推計がどうなるのかというところで推計をされた判断でありますけれども、何と言いましても、国を挙げて、あるいは、県もそうでありますけれども、少子化対策にこれからもっともっと力を入れていくと思っておりますので、今、課長から申しあげましたように、県の動きといたしましても、もう少し各市町がまとまった段階で考えたいということも言うておるわけでありまして、そういう働きかけもしながら、近隣の町の状況も見て総合的に判断をしてまいりたいと思ひています。

それと、第3子の対策もそうでありますけれども、もう一つは、ほかに2人から3人、あるいは4人というようなお母さんの意識を聞いてみました場合には、やはり配偶者の協力ということでの意識もあるということでもありますし、また、現在もやっておりますところの、特に福祉会館を中心にいたしましたところのいろんな教室、講座、そういったところももう少し充実をしていけば、もうちょっとよくなるのではないかと思ひています。

それと、もう一つは、きょうも現場のほうへは、特に玉城町へかかわっていこうということで、女性のライフステージを、もう少し玉城町としてのこれからの人口増につながるような、あるいは女性の健康増進につながるような形で意見を提言をしたいという動きも取り組んできておりますので、総合的にいろんな角度から検討をしていったらどうかと。今の段階ではそう思ひています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番(中瀬 信之) 今、町長言われますように、保育料だけの問題ではなく、総合的に子育てができるまちづくりというのは、町長がずっと言われておりますので、そのことが前面に出るようにしていただきたい。前面に出るということは、たくさん子どもを産んだ皆さん方が、本当に玉城町はきっちりやってもらっておるという判断ができるような施策を出していただきたい。特に子どもをたくさん産んで仕事をしていないと、その後、仕事に就くこともなかなか難しい状況があると思うんです。そういうのも含めてたくさん生んでも将来的にはいろんな仕事もできて、活躍ができる場をつくっていただきたいと思います。その中の一つとして、第3子以降無料化ということも早めにいろいろ考えていただきたいと思いますので、1番については、以上で終わりたいと思います。

続いて、2点目の質問になるわけですが、これは空き家対策措置法の施行に伴う行政としての進め方について伺うということでもあります。増え続ける空き家問題は、他の市町の問題ではなく、この玉城町においても大きな問題であります。今まで他の市町ではなかなか解決ができないということで、独自で条例などをつくって、空き家に対して様々なことを対応してきたという経緯があるかと思いますが、当玉城町については、条例までつくってということには至っていないということでもあります。

私も以前に、空き家対策について一般質問を行い、また、他の議員からも空き家に対する質問等が行われたところでありますが、玉城町については、国や県の方向性がきっちりまとまらないということがあって、独自で対策をつくることは非常に難しいと言われておりました。

今回、前月の5月26日に、危険な空き家の所有者に対して、市町村が撤去や修繕などの命令ができる「空き家対策特別措置法」というものが施行されました。このことについて、今までの空き家という区分と特定空き家ということが分けられて、特定空き家に認定された空き家については、行政は除却や修繕、流木地区の伐採などの措置ができると、また、その助言ができる。勧告・命令が可能となったということでもあります。

さらに、要件が明確化されれば、行政代執行も行われ、強制執行が可能となったということが謳われております。このことによって、大きな空き家対策に対する前進が図られたと思います。

そういう中において、当玉城町も空き家に対しては、壊れかけた家をどうするという事だけじゃなくて、玉城町はそれの利活用ということも含めて考えておられますので、空き家に対する対策、現状行われておることについて、そのことと、この法律の施行に伴う当町のメリットがどのようにあるのかということをお答え願いたいと思います。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) このことは、ご承知のように全国、特に山村、へき地、地方の大きな課題だということで、私たち全国町村会でも、国のほうへ要望、働きかけをしてきたと。今、議員の質問の中にもありましたように、先般、国のほうで空き家対策特別措

置法が施行されることになったわけでございます。それで、いろんな課題が大きく前進されるであろうということでもあります。

現在の状況のお尋ねでありますけれども、現在のところ、先般も地方創生の国の補正でも説明申し上げましたところ、まち・ひと・しごとの創成総合戦略先行型におきまして、生活福祉課が各世代の集いの場としての利活用を計画しておりますけれども、今のところ、まだそういう法に基づく利用には至っておりません。

対策につきましても、法律の施行に基づいて条例制定をこれからしていかなきゃならんという段階でありまして、これは窓口は建設課になりますけれども、他の内部の課も参画をさせまして、今後の対応ということになります。現状では、個人の財産への関与はできないという状況でございます。法律施行のメリットは、法による条例を裏付けて、特にガイドラインにおいて特定空き家等の対策の判断基準及び手続きが明示されるということでもあります。特定空き家等への対応がスムーズに実施できると考えておるわけでもあります。

今の段階では以上でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 空き家の利用方法については、今、まだ検討中であるということですね。空き家の現状ということは、以前の一般質問で出ておると思いますが、現状の把握している空き家の状況もわかっておれば、数値でお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 25年に自治区の区長さんを通じてまして、空き家の調査を総務課で実施をいたしております。68地区の全区長さんをお願いをいたしましたところ、66の自治区からご回答いただき、大きく空き家という、住んでいないというところから申し上げますと、83軒があるということ。そして、その空き家の状況把握という部分の中で、今、今回、機構で施行をされました特定空き家という定義にかかわる似たような部分の中では、例えば、倒壊の危険の恐れがあるとか、住宅密集地であり防災上危険であるとかいう要件からいきますと、15軒ということで把握をいたしておるところでございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） そうしますと、将来的には空き家についてデータベース化をきちりしていかなければならないと思いますが、現状、83戸空き家があつて、特定空き家が15戸あるということは、そういう分析は、もうされているということでしょうか。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西 豊君。

○建設課長（中西 豊） 法のガイドラインに示された特定空き家等というものに対しての分析というのは、それが示されたのが、この5月26日ですので、厳密な分析はまだなされておられませんので、それが今後の課題になるかと思えます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 先月、そういう法律が決まったということで、すぐにはできないと思います。ですけれども、こういう法律ができた以上は、周りの住民の方からも空き家に対してどうなっておるかという問い合わせが、これから起こり得る可能性が非常にあると思います。基本的にはデータベース化を急がなければならないということが言われておりますが、いつごろをめどにそういうことをされる予定に考えているのかということと、あと、データベース化をするにあたっての内容は全部決まっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西 豊君。

○建設課長（中西 豊） まず、平成 25 年度におきましての調査ということでありますので、時点修正、より傷んでいる家、あるいは、新たに空き家になった家というものがございまして、時点修正をし、それから、いろんな課にわたる内容でございまして、そちらの調整を取ったうえでデータベース化を進めたいと思いますので、今のところ、時期というのが明言できないんですけども、早い時期にという答えになるかと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 田間課長から以前の調査は、各区に対してお願いをしたという経緯があると思うんですが、今回はこういうきっちりしたデータベース化を作らなければならないということになると、役場のほうがそういうことを一戸一戸回るということが必要になってくると思うんです。そういうことをされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西 豊君。

○建設課長（中西 豊） 当然ながら、各家屋の状態を把握せねばいけませんので、所有者情報、それから、水道の使用の状況、あるいは電気・ガスの使用の状況等を含め、建物の状況も把握をせねばいけないので、各戸を回る状況になるかと考えています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） そういう中で、普通の空き家と違って特定空き家と認定をされると、最終的には行政代執行というような強制的な執行になるわけですが、そういうことも視野に入れているということでよろしいですか。

○議長（風口 尚） 建設課長 中西 豊君。

○建設課長（中西 豊） 当然ながら、近隣住民に迷惑をかけるような物件に対しては、今回の法的な裏付けもありますことから、行政代執行というようなことも視野に入れながら動きたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 冒頭に町長のほうから、このことについては、建設課が中心になるということをおっしゃっていましたが、いろいろ問題がありまして、例えば防犯の問題であったり、悪臭や庭木の問題、環境の問題があったり、固定資産税の税金の問題があったり、いろいろ横断的にあると思うんです。そういう面も含めて建設課が主導的にや

るということでしょうか。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 玉城町の場合には、空き家というのは私もリストを、町内でありますから、ほとんどどの集落にどのお家というのが大体掌握できておるつもりですし、既に現状として一番問題になっていきますのが、2～3のお家で、自治区からも大変周辺に迷惑がかかっておるということで、既にいろんな形で所有者の方に接触なり追跡調査をさせていただいたりしておりますけども、そういったところの特定の部分を早急にやると。自治区からのいろんな要望に応じていくことが要ると思っています。

そして、もう一つは、町としての城下町、あるいは、すばらしい農村景観での悪影響を、これはもちろん自治区の皆さん方の協力を得なければいかんと思っていますが、町の景観にも配慮をしていくことが、玉城町の魅力アップになると思っておりますから、そういった点で窓口は建設課として持ちまして、これは内部でそれぞれが横断的に力を合わせて取り組んでいくことだと思っています。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬 信之君。

○5番(中瀬 信之) このような法律ができた以上、きっちり対応していくと。現状、町内には町長が認識されておるところでは、2～3の空き家については、早急に解決せないかんところがあるということです。まずはそこら辺から解決していただいて、将来にわたっては、地権者に全部任せられないとか、行政負担になるとか、いろんなことが出てこようかと思いますが、そういう面も含めて各課が横断的にいろんな意見を出し合えるような関係を作って、最終的には建設課のほうで進めていただきたいと思います。このことについては、以上で終わりたいと思います。

続きまして、3点目の質問であります。これは、公用車へのドライブレコーダーの設置ということです。最近、テレビやインターネットの配信をよく見ていると、映像に車載カメラ、ドライブレコーダーというんですか、そのようなものから撮った事故や犯罪など、瞬間を捉えた映像が多く放映されている。これは皆さんご存じと思いますが、全国的に職員の安全運転の意識向上や交通事故における責任の明確化を図り、処理の迅速化を図ることや、地域の防犯にも役立つなど多くの理由から、公用車へのドライブレコーダーの設置がふえる自治体が増えてきているということが、新聞等でもよく伺うことができます。

そこで、伺うわけではありますが、当玉城町において、職員に対する安全運転の指導をどのように今されているのか。また、当町における公用車の交通事故の実態並びに違反の状況をご報告願う、推移はどうなっているのかということをお願いします。あわせて、公用車の台数もお伺いをしたいと思います。

○議長(風口 尚) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 玉城町におけます交通安全、安全運転運動指導ということで、

玉城町におきまして、まず安全運転管理者というのを1名を設置をいたしております。副安全運転管理者は2名という設置、2名の選任をいたしまして、職員の交通安全教育責任者といたしまして、随時、交通安全対策の担当でございます生活福祉課と連携を図りながら、交通安全運転の指導に取り組んでいるところでございます。

また、公用車の車両の管理責任者という者を設置をいたしまして、日ごろの車両点検の確認、また、運行日誌等を備え付けた記録等々によりまして、安全運転の確保も実施をいたしておるところでございます。

公用車の交通事故の件数、違反等ということでございますが、これらにつきましても、規定によりまして町職員が自動車等の運行によって交通事故を起こしたとき、又は、道路交通法に違反して刑事処分又は公安委員会の処分を受けることとなった場合には報告するという義務がございまして、この報告によりまして、交通事故件数につきましては、平成24年度におきまして3件、25年度におきまして5件、26年度におきまして3件ということで、公用車で違反というものは、過去、ございません。

ちなみに私用も含めた事故件数といたしましては、24年度で3件、25年度で6件、26年度で13件という状況でございます。

そして、役場の今申し上げた安全運転管理という部分で、1年に1回、運転免許証の所持の確認、そして、その中で有効期間、通勤用の車両の確認、車検期限、交通違反の有無の確認各担当課で実施をし、それを総務のほうに報告をいただいておりますという状況でございます。

公用車の台数につきましては、総数で51台ということで、役場関係につきましては35台、病院、ケアのほうで16台という車両台数でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 交通安全ということに対しては、どれだけ指導をしてもなくならないと思います。実際には、また、こちらはすべて気をつけていて、加害者にならなくても、被害者になる可能性も非常にあろうかと思えます。そういう面からいくと、交通事故は自分だけではなんともならないことがあるということで、今、ドライブレコーダーなどを使っているんなことに役立てることを各自治体も検証しておると思えます。そういう中において、ドライブレコーダーの持つ機能や役割は、どんどん増えてきていると思われませんが、当町として、このドライブレコーダーに対してどういうお考えをお持ちになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） ドライブレコーダーの設置等につきましては、議員仰せのとおり、自治体の業務で走る公用車が、交通事故や犯罪などの画像情報を記録することで、地域の防犯に役立てるねらいということから、徐々に自治体におきましても、設置が増えてきておるということにつきまして、現状の認識をしておるところでございますし、また、警察のほうからの要請を受けて設置をしたりとか、事故件数がなかなか減らない

というところから、そういう設置に至ったりとか、大きな人身事故が発生したことがきっかけで導入するということが、大きくケースとしてあるという調査をいたしておる段階でございます。

また、三重県におきましても、既に四日市、伊勢市、松阪市を含めた5市町の中で進められておる、これはすべての公用車ではありませんが、徐々に設置をしてきておるということで、今後につきましても、公用車のドライブレコーダーの設置というのが進むのではないかと認識をいたしておるところでございます。

ただ今、申し上げたように、玉城町が保有する公用車、現在、51台となっております。1台に設置するドライブレコーダーの経費のことに關しまして、性能にもよりますが、非常に安価な部分もあるかと思えます。通常、一般的には設置費というのを見ますと、1万から2万円程度という費用がかかると調査をいたしておりますので、今、先に申し上げました事故の件数、そして、事故の内容ということから考えますと、当町におきまして早急に設置すべきということとは、今現在の段階では思っておりませんが、やはり議員仰せのように、ドライブレコーダーの設置の効果は非常に高いということ、交通事故の原因の把握なり分析、また、交通事故での捜査とか警察の協力捜査、そしてまた、職員の安全運転の教育なり安全運転の研究の部分、さらには、ドライブレコーダーを設置をすることを明示することによって、安全運転の啓発、また、犯罪防止という動く防犯カメラとしての抑止力にもなるということ。多方面の効果があると認識をいたしておりますので、今後におきまして、経費等を含めて研究、検討を重ねたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 公用車の台数ということで51台と言われておりますが、町長もよくデマンドバスということを言われます。それは公用車の台数に多分入ってないと思うんですが、玉城町が、公用車に入っていないなくても、福祉バスであったり様々なところでそういうものを運行しています。そういうところについても、公用車と同じような考え方が適用されると思うんですが、あとは青色パトというんですか、赤色パト、それについても、公用車じゃないと思うんですが、管理している車などについては、そういうものもあると思えます。そういう面の設置について、どういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） そういう面の設置も、今、総務課長から申し上げましたように、一度、今までのそういう状況、例えば、事故等をもう一度チェックして、そして、こうした対策が必要かどうかという研究をしてみたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 一度、いろんな検討をしていただきたいと思えます。青色パトであったり、デマンドバスであったり、福祉バスであったり、そういう乗客を乗せたり職員以外の方の乗るのが非常に多いと思えますので、今、事故が少ないからやめておこう

というのではなくて、課長も言われたように、防犯カメラを設置すると、1台100万円単位でかかることもあろうかと思いますが、経費的には非常に安いということで、各自治体が入力しているところが非常に多いと思いますので、大きな事故が起きる前に、そういう検討もして、予算計上ができるのであれば早急にしたいほうがいいのではないかと考えております。

以上で、きょうの質問は終わりたいと思います。

〔5番 中瀬 信之 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬 信之君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(13時45分休憩)

(13時55分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、8番 山本 静一君の質問を許します。

8番 山本 静一君。

〔8番 山本 静一 議員が登壇〕

《8番 山本 静一 議員》

○8番（山本 静一） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を通告どおりいたします。1つは、生涯学習講座について。2 複写機の使用料についての2点を質問をしたいと思います。住民からこのようにいろいろなと照会を受けましたので、また、近隣の市町村も調べまして、その中でいろいろと質問をしたいと思います。

各地区とも町ともいろいろと地区の状況に合ったそれぞれの講座を開催しております。教養や趣味、生きがいという目標や、生涯学習の企画とか趣味と実益を兼ねたという目標を定めておりますけども、当町はどのような目標でやっておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 山口 典郎君。

〔教育長 山口 典郎君が登壇〕

○教育長（山口 典郎） 山本議員からの生涯学習講座についてのご質問に答えさせていただきます。生涯学習は、一生涯にわたって学び続けることを趣旨としております。その生涯学習講座は、多くの住民の皆様が学習に参加していただき、住民一人ひとりが、それぞれの目的や必要性に応じて気軽に楽しく、そして、学び続けることができるように情報提供や活動を支援する目的で開催されております。

また、中央公民館を中心とした生涯学習や社会教育の場として活用することを目的としております。

[教育長 山口 典郎君が降壇]

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) 先ほど教育長の答弁で、学び続ける、参加するという事で多くの方が参加するというような趣旨で本講座を開催されておりますけども、そうしますと、これらの講座に対してどのような講座の種目とかコースの厳選は行われているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 現在、ここに今年度のパンフレットがあるんですけども、玉城町生涯学習受講生募集の用紙でありますけども、大きくは長期講座と短期講座になっております。特に長期講座は、生涯教育の中で特に学び続けて、そして、非常に人気があって長く町民の皆さんに教養として身につけていただきたいもの、それを中心にしておりますので、華道とか洋裁とか書道とか茶道、そういうものが入ったものが長期講座です。それから、短期講座は、特に住民の皆さんからのご要望に応じての講座になっております。多くは住民の皆様方で自分たちがこういうことを勉強したいというふうなことを中心にして、この講座ができあがっております。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) そうしますと、長期、短期も含めまして、それぞれの講座をする講師はどのような方法で選ばれておるのですか。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 講座につきましては、その道に秀でた地域の方々を講師に選定し、お世話になっております。ほとんど長期の講座につきましては、毎年同じ先生がということが多くなってきます。継続して学ばれる方も多くおりますので。

それから、新規の短期講座につきましては、生涯学習、人材バンクを設けておったり、近隣の市町と連携を取りまして、登録しておる先生方を情報を集めながら開設しているところであります。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) この講座につきましては、教育長、先ほどたびたび申されておるように、引き続き、多くの参加で学び続けるということでございます。やはりこれらに対しましては、趣味を持っていても、なかなか学ぶ機会がない人は、本講座は非常に助けになります。物事を会得し、人生を充実させ、生きがいを感じることは人間にとって非常に重要であり、長寿の秘訣でもあります。

その中で、このパンフレットの募集を見ておりますと、当町は応募人数は書いてないんですけど、これはどういうことで書いてないのか。

といいますのは、私ども、各近隣の町をいろいろと調べておりますと、そういう定数が明記していないところで、過去はどうでしたかという、なかなかそういう受講者の確定数値が把握していない状況にあります。当町は、見ておりますと、そういう定員数は

全然明記されていませんけども、これはどういうことで明記されていないのか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 募集人数は記載されておられませんけども、1講座6人以上の応募があれば開講することにしております。各講座によっては、それぞれの部屋の収容能力とか教師の先生方の指導方法によって受講の人数も変わりますけども、今のところ、応募者が多数の場合は抽選とかいうことも考えておるわけですけども、この近年、抽選によらなくてはならないような支障は起こっておりませんので、今、住民の皆さんが希望した講座はほとんどいけるといって形になっております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） そうしますと、大体1講座6人以上ということは、今の場合はそういう過剰な定員になっていないということですね。

その中で私は定員を完全に把握して、次回にどう活かすかというのが大きな問題と思うんです。そして、26年度の点検評価表の報告書には、達成度〇で、目標どおり達成できたとありますが、この〇は目標どおり達成できたという意味ですね。そうして、この目標とは何を指すのか、その点をお聞きしたいと思います。定数か、それともどういうのが目標なのか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 希望された方全員が一応受講することができたという点で〇をさせていただきます。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） わかりました。やはりそういうふうにしつかりとそういう定数把握をして、そして、なんで多くなったのか不足したのかということでチェックアンドチェックが必要かと思えますし、そして、今後のそういう講座に活かしていただければと思います。

次に、この講座の案内書で「度会郡オープン講座」とありますけども、これはどういうことを指しているんですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） オープン講座は、度会郡、前は10カ町村あったんですけども、その中で度会郡の公民館講座というのは、交流を盛んにしてまいりました。現在は4町になりましたけども、同じように郡内で交流をしようという形の中でオープン講座が行われております。それで、特にオープン講座の場合は、他の町にないものをオープン講座、向こうのほうから、うちは人数が集まらないので玉城町にお世話になれないかということ調整しながらさせていただいておるところです。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 今年の応募では、4講座あるわけですね。現在、どういう状況ですか。町外のオープン講座に該当する方は。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） オープン講座は、現在、5名の方が大紀町、度会町の方が5名、町外から学習していただいております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） わかりました。

次に、会場使用料とか受講料についてお伺いしたいと思います。これらの講座の使用料は徴収しているのか。また、受講料は当玉城が一番高いと。大体伊勢は1,000円から登録料200円だけとか、申込み金で200円とか登録料2,000円とかありまして、当町は5,500円が7講座、1万1000円が10講座ありますけども、これらの受講料はどのように査定されるのか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 原則的には一講座500円で、先ほど言わせていただきましたけども、6人以上をめどとしております。そうすると500円掛ける6人で3,000円と。本来、先生方、一回来ていただくのに、講座としては講師の報償費で大体6,000円を一回、先生方に支払いをしておりまして、12人集まれば、一応形の中で講師の謝金はすべて払えることとなります。ですから、6名以上ということだと、6名しか集まらなないと、町のほうが講師の先生分を半分持ち出しということで、町費で補填させていただくということで、半分、町が支援させていただく講座ということになります。現在のところ、そういう形であるわけですが、講師の先生方においては、そのギター教室等につきましては、ギターを習いたいという方がみえまして、その人たちを中心にしてこの先生で教えてもらいたいという先生がみえて、そして、募集で集まらせていただくという形になっております。ですから、年額1万1,000円そのまま講師の先生に支払われることとなります。ですから金額が5,000円とか1万1000円というのは、講師の先生にそのまま払われますので、一応町としては持ち出しはありません。

ただ、教室については、生涯学習講座ですので、会場は無料という形で提供させていただいております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 先ほどの説明では6,000円、講師が要りますと。12人あれば、これで充当できると。それ以下ですと、その不足分を町のほうで充当されるということですか。そうしますと、この本年度の予算で公民館講座講師奨励金 200万 8000円計上されておりますけども、これもその中で含まれておる分けですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 講座で出られた会員の皆さんがお金を支払われます。それで、お金が支払われるのは玉城町へ一応入ります。それで、今言っていた金額については、玉城町が支払をしておる金額です。ですから、本当は入っておる金額がありまして、出ていく金額がそこに言われたところですので、全額玉城町が出しておるというわ

けではなしに、入ってきておる金額が半分以上あるわけです。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） この受講料ですけれども、先ほども申し上げたように近辺の5つの町の中で玉城が一番高いということで、そんな中で、いつからかわかりませんが、この受講料は前納で一括払いということになっておりますけれども、これは分割の納入はできないわけですか。また、どうして今までは月々の徴収であったのが、いつからこういう一括前納になったのか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 一応、先ほど言わせていただきましたように、大体月2回ずつぐらいあります。ですから、1万1000円というのは、1回500円というふうに考えていただいて、先ほどの講師の謝礼に入っていくことになります。そういう形の中で一回一回集めていたわけですが、一括してのほうが良いという会員さんの皆さんのご意見もありまして、そういう形を進めさせていただいております。

それで、金額がポンと1万1000円とすると、ほかの町と比べてちょっと金額が大きいと思われるかも知れませんが、向こうは1回500円とかいう形ですので、大体ほぼ一緒ぐらいになってくると思います。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 教育長、1回を500円で他の町と一緒に言いますが、町名を挙げますと、多気町は無料です。そして、あとは明和町は当初、200円の登録料を払ったら、それも全部無料です。南伊勢も登録料2,000円でそれで終わりです。玉城だけが大きくなっているということでございますが、先ほど会員の希望で一括になったと思われまして、一括1万1000円と言われますが、やはり生涯学習、対象者が老人が多いと。一括はちょっとえらいという声も聞いております。そして、一括納入した。後で介護の関係でとかいろいろな都合でその講座を中止したいという場合には、返金はされるわけですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 会員さんの要望でそのような形にさせていただいたので、また会員さんのご意見も聞かせていただきながら、そういう不具合があるかというふうなことがあれば、また検討させていただきます。途中でやめられた方については、もちろん返金はさせていただきます。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 教育長の答弁では、途中でやめられた方は返却されると言いますが、聞き及ぶところによると、全然返金されないということがありますが、そういうことはないわけですね。絶対途中でやめたら返金はされるということでございますね。わかりました。

この件につきましては、これで終わりたいと思います。今後ともそれぞれ住民がいろ

いろと希望しておりますので、これも続けていただきたいと思います。

次に、複写機についてでございますけども、体育館の複写機が1枚20円ということでございますけども、普通、民間のコンビニでは大体10円でやっております。そうすると、20円という料金を徴収する算出はどういうことでやられるわけですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） この中央公民館の使用料は、町内の公共施設全部、コピー代につきましては統一した金額ですので、特に私どもが設定したわけではなしに、統一という形になります。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 統一といいますと町の方針だということですけども、近辺を大体見てますと、度会も南伊勢、多気も10円、三重も10円と。その中で多気だけが情報公開のときのコピーは20円もらうというようになっておるわけですけども。これは総務課長に聞いたらいいわけですか、1枚20円という根拠は。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 今、複写機の使用料ということで、玉城町におきます複写機の使用、印刷規定というものがございます。まずもって、今、議員の仰せのとおり、情報開示に伴います条例での費用という部分につきましては、情報開示条例施行規則に伴いまして、白黒の印刷の場合、1枚につき20円ということで定めをさせていただいております。

また、町の全般的な複写機及び印刷機の使用の規定によりますと、まず、使用対象というものを定めておりまして、この使用につきましては、公用というものを基本原則、公用以外にかかわる部分におきますと、公序良俗に反すると認められる場合なり、社会秩序に反すると認められる場合につきましては、複写機の使用をさせないものとするという内容が書かれております。

そして、この規定に基づきます使用の金額が、情報公開と同じような形の20円という設定をさせていただいております。これにつきましては、職員がそれに携わるということ、役場でのコピー機を使用者に使わせるということができないということから、職員が携わるということも含めて20円という設定をさせていただいております。

また、役場での使用、庁舎に入って玄関のすぐのところにあるかと思いますが。役場に関しましては、コンビニと同じような形で10円で使用ができるような複写機を設置をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一君。

○8番（山本 静一） 同じ町の関係で役場本庁は10円で個人に。中央公民館は個人で借りますと、生涯学習で使うという場合には、1枚20円要るということですね。先ほ

どの教育長の話では、統一で 20 円と言いますが、その点の返答は 10 円と 20 円の差がありますけど、その点についてどういうことですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 私の答弁の仕方がまずかったかもわかりません。申し訳ございません。役場におきましても、社会教育会館におきましても、同様の措置でございまして、今申し上げた 10 円という部分につきましては、役場庁舎の場合は、玄関を入れてすぐのところに、コンビニと同じようなコインを入れて自分がするという複写機を設置しておると。これに関しては 10 円でございますが、ほかの部分の中で、例えば、ほかの課間の中で住民の皆さん方の依頼に基づきコピーをする場合につきましては、20 円の徴収をいただいております。

○議長（風口 尚） 8 番 山本 静一君。

○8 番（山本 静一） 先ほどの教育長言われた 20 円統一というのは間違いですね。そうしますと。町のほうは 10 円になっていますから。

○議長（風口 尚） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 先ほども申し上げたところでございますが、役場庁舎の前の 10 円という部分につきましては、役場として置いておるというよりも、民間のを置かせて、その使用料を逆に役場が取っておるということで、コンビニと同じような形で 10 円コインを入れていただいて、個人の方がコピーをすると。役場庁舎におきましては、ほとんどあそこに複写機があるので、そちらのほうでということとということとしておりますので、設置をさせておるとい部分でご理解を賜りたいと思います。

○議長（風口 尚） 8 番 山本 静一君。

○8 番（山本 静一） きょうびのコピー機なんかは、誰でも簡単に捜査できると思うんですよ。中央公民館でスポ少の関係でコピーしたいと。自分でできますけども、それも 20 円ということになりますね。そうすると、町の民間に置かせてあるのは 10 円だと。しかし、町民は知りませんから、こちらが 10 円、中央公民館は 20 円と。中央公民館はぶったくつとというような感覚があると思うんですよ。

先ほど総務課長が言われたように、各コンビニも本部からそういう設置したと。そして、コンビニの各店は、その使用手数料をもらっているということです。だから、自分が勝手にコピー機を使用して、10 円でも合うわけですよ。それをなんでわざわざ 20 円取るのかと。そういう職員の手をわずらわせませんよ。

これ、ぼったくり。よく橋本前知事が、自分とこの工事費が国から来たと。それを明細をしっかりと見てみると、他県の工事も含まれていると。これはぼったくりバーやなどというような話は有名ですけど、町もぼったくりと違いますか。10 円でできるわけでしょう。住民本人が考えたら、当然統一すべき問題だと思いますけど、どうですか。

○議長（風口 尚） 暫時、休憩します。

（14 時 22 分休憩）

(14時23分再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) じゃ、27年度の予算で使用料及び手数料で、節が中央公民館使用料、40万3000円が計上されておりますけども、これもコピー機の使用料が入っておるんですか。局長どうですか。

○議長(風口 尚) 教育事務局長 中西 元君。

○教育事務局長(中西 元) 先ほどお尋ねの使用料につきましては、それぞれ中央公民館の施設、部屋の使用料ということでの計上でございます。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) そうしますと、この44万3000円の中にはコピーの使用料は入っていないんですね。

○議長(風口 尚) 会計管理者 前田 浩三君。

○会計管理者(前田 浩三) コピー機の使用料につきましては、雑入のほうで受けさせていただいておりますので、使用料ということでの受けではございません。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) そうしますと、コピー機の使用料は本庁も中央公民館も各所のものは全部雑収入で受けておるということですね。わかりました。

町長にお聞きしますけども、まず、中央公民館でする場合は枚数も少ないと思うんですね。それで、片や10円片や20円、町民はこちらは10円、向こうは20円という感覚でおるんですよ。統一して庁舎内にあるかわかりませんが、室内にあるかわかりませんが、やはりこれは10円で各町10円で統一しておるということでしたら、10円で十分いけるんですから、操作はできますから。10円で適当な値段ではないかと。コンビニはある程度民間ですから、営利を目的とする中でも10円でやっているということがございますので、その辺で町長どうですか、是正するとかそういう考えはございませんか。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 山本議員、いろいろ近隣市町の状況のお調べいただいておりますということもお聞きをいたしました。町として特別にたくさん使用料をいただくという考え方はございませんで、必要な経費だけをいただくという考え方は、ほかの施設利用でも同様のことでありますので、こちらのほうもいろいろ、あまり整合が取れないようなアンバランスなことにならないように、もう一度、調べてみたいと思っております。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君。

○8番(山本 静一) 私は町長に決断をお願いしたいと思うんですけど、調べるやなしに、もう少し町長踏み込んで、統一的な10円ということでご検討願いたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

〔8番 山本 静一 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、8番 山本 静一君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(14時27分休憩)

(14時39分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番 坪井 信義君の質問を許します。

3番 坪井 信義君。

〔3番 坪井 信義 議員が登壇〕

《3番 坪井 信義 議員》

○3番（坪井 信義） 議長のお許しをいただきましたので、町政一般に関する質問をさせていただきます。

余談でありますけれども、きょうも6番手ということで、前回も6番手で行っていただきました。どうもくじ運が弱いようでありまして、たまたま、きょうはもうひと方おみえになりますけれども、時間的に2時半を回りまして、当局側並びに議員側のほうも目元が緩んで眠くなる時間帯でございますけれども、私の質問は、子育て支援策ということで、いくつかの政策がございますけれども、その中でもピンポイント的に一つを取り上げさせていただきました。タイトルに病児・病後保育のその後の取組についてということで、前回と標題はほぼ一緒ですけれども、その後の取組ということで付け加えさせていただいております。このことは、先日も厚労省の発表で全国的なものでありますけれども、出生数が過去最少、そして、人口自然減は過去最大幅となったと報告がございました。したがって、国を挙げて少子化対策に緊急に取り組まなければならないわけではありますが、全国それぞれの地域において、実情を踏まえて子育て支援事業の推進に対応する必要があると考えております。

玉城町においては、町長は日ごろ、子育てしやすい地域づくりを町政推進の一つとして表明されているところであります。また、各種の子育て関連の積極的な取組には敬意を表するところではあります。安心して生み育てられる環境整備が一番大切だと思います。

そのことを申しました中では、今回は子育て支援法が改正され、また、それに伴い、新たに子ども子育て支援事業計画が3月にまとめられました。このような冊子で出ておるところであります。この計画書作成にあたっては、事前にアンケート調査も実施をされ、住民の声も反映されているものと受け止めております。回収率は52.6%ということが表示がされております。

それらを含めて、まず、町長に病後保育につきましての所見をお伺いし、その後、議論項目の内容については、具体的な関連がございますので課長で結構でございますけれども、ご答弁をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 3番 坪井 信義君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

〔町長 辻村 修一君が登壇〕

○町長（辻村 修一） 坪井議員から病児・病後児保育のその後の取組ということでのお尋ねをいただきました。日ごろから町の施策、特に子育て支援の取組にご理解をいただいております。このことは、坪井議員もかつて25年の12月議会でもご質問をいただいたということで記憶をしておるわけでございます。

所見といたしまして、やはり今の少子高齢化の中で一番重要視をして、この施策に力を入れていくということが、町の将来に大きくつながると思っております、これは重点施策として掲げさせていただいております。

そんな中で、特に安心して子どもを産んで育てていただくということのために何が重要なのかということでもあります。やはりお子さんが病気になったときの後の面倒を見ていただく態勢がないという、そういうところの不安の声というのは随分あるわけでありまして、今回、後ほど課長からも質問に基づいて補足なり回答を申し上げますけれども、大変なご希望があるという状況でございます。

そんな中で、議員ご承知のように、伊勢市の名称は「病児保育エンゼル」という名称で、神田小児科さんの中でこの態勢を採ってきたということでございまして、これがさらに伊勢のほうへの働きかけ、伊勢市としてもご理解いただいた総務省での採択の定住自立圏の中で、伊勢市を中心市といたしますところの周辺のエリアの中で、さらに生活機能を確保しながら、この伊勢市を中心にする周辺の市町が、更に活性化をし、発展をしていこうというねらいで、総務省からも財源手当もあって、今、動いております。その施策の中の一つとして、25年の時点ではございませんでしたが、新しく昨年4月から、その病児・病後児保育の施策が加味されました。つまり、明和町、大紀町、南伊勢町もこの事業に加わって、今、広域利用ができるという状況で動いております。

態勢は取れておるといふふうにも今、認識はしております。しかし、それぞれその時点その時点で保護者の皆さんは大変にお困りという気持ちもよくわかるわけありますので、できるだけそういう子どもさんの施策というのは、病後児の態勢も完璧とは言えないかも知れませんが、こういう形で採らせていただいておりますということと、もう一つは、総合的に前段の議員さんからもありましたけれども、もう少しきめ細かく、例えば、申し上げたように、配偶者あるいは家族の方のご理解、そういったことの施策、あるいは、町の施策も具体的にこういったこと取組ができるんだと、させていただけるんだということももう少し強くPRをさせていただく必要があるのではないかと思っております。

今の現段階での考え方はそういうことでございますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

〔町長 辻村 修一君が降壇〕

○議長（風口 尚） 3番 坪井 信義君。

○3番（坪井 信義） 概要的な答弁と受け止めてはおりますけれども、あと、この事業計画が出ておりますので、その内容等に関連いたしますので、具体的なデータ、数字ですので、課長のほうから答弁を求めたいと思うんですけども、町長よろしいですか。

まず、法改正に伴う実施状況について答弁いただけますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回、27年4月からの法改正におきまして、病児保育事業につきまして、若干の変更点がございましたので、そのあたりのご説明をさせていただきます。以前は病児保育の対象児童が10歳未満ということで定められておりましたけれども、今回の法改正によりまして小学校就学している児童ということになりまして、小学校6年生まで対象が拡大をされたというところが、病児保育については大きな転換と思っております。

あと、県下のそれぞれ各計画を市町が策定したわけではございますけれども、その中の状況を見させていただきますと、29市町のうち、玉城町の場合ですと、人口に対する利用の見込みということで表現させていただきたいと思うんですけども、玉城町の場合ですと、この計画に基づきますと、25年度の実績が60名であったものではあるわけですが、アンケート調査等によります利用見込みを推測する中では、460名程度にふえるという推測でございます。これにつきましては、数字的に見てまいりますと、人口に対する比率でいきますと、県下で2番目に高いと比率ということで、保護者の方が利用の日数等も希望される日数を多めに見られている部分もあるのではないかとこの部分を、玉城町の場合は加味をせず、そのままニーズとして受け止めさせていただいて計画に量の見込み量として計上させていただいた点もございまして、人口に対する利用見込み割合でいきますと、30.53%（パーミル）、1,000分の1ですけども、3%ということになるわけですが、1%を超えている市町というのが、全体の中でも6市町ということでございます。その中で玉城町は3%を超えておる。本町と亀山市が3%を超えておるといような見込み量を出してございます。

それに対しまして、この計画に基づいて算出された量の見込みに対応するための方策を採るといのがこの計画の目的でございます。その推計をさせていただく中ではありますけれども、他の市町の計画を見せていただきますと、ニーズはあるんですけど対応ができないという確保策が今のところないということ。計画が上げられておる町が6市町でございます。

また、人口に対して3%以上の確保がされる予定の市町が、約半分の13市町となっております。玉城町はこの率でいきますと、35ということなので10倍以上の確保をするとい

う見込みになってまいりますので、全県的な環境から見れば、今現在で 60 名、25 年度の数字でございますけども、確保しておれば、これで約 3%の人口に対する割合が確保できるということで、現状でも県下の状況を見た中ではいいほうという状況ではあるということでございます。

○議長（風口 尚） 3 番 坪井 信義君。

○3 番（坪井 信義） 今、課長、現在の利用状況のみならず、具体的なアンケートの結果に基づく数値も披露いただいたんですけど、この計画書の中に 29 ページのところに、仕事を休んだと回答した父親、母親の病児・病後保育の利用希望というのがございまして、そこでは、できれば病児・病後保育施設等を利用したいというのが 27.3%の方が回答をされております。これは非常に高い数字ではないかと思えます。

それと、課長が先ほど答弁いただきましたけども、同じ計画書の中で病児・病後児保育事業というのが記載をされておまして、現在、25 年度の数字で 60 人と、年間の数量ですけど。

計画に基づく資料としては、国の手引きに基づいて算出をされたということでございますけど、それが 27 年度から向こう 5 年間の数字が上げられておるんですけども、27 年度においては 460 人という数字が上がっております。5 年間おおむね 460 前後で横ばいの状態になっております。このことは、実際の数字とかなりかけ離れた数字になっておるわけでございます。国の手引きに基づく算出というのは、私も現場におるときに経験しましたが、国は一律的な内容で算出基礎を求めるという関係がございまして、地域のそれぞれの実情というのはほとんど勘案していないという状況であります。

したがって、ここで出た数字が、即、玉城町にそのまま移行できるのかということ、かなり疑問を感じるわけでありまして。したがって、昨年度は 60 人しかなかったものが、この 27 年度に 460 人、おおよそ 7 倍 8 倍近くの方が利用するとは考えがたいものがあります。

しかしながら、さっきの 27.3%のお父さんお母さんが施設等を利用したという声があるのも事実でございますので、このことを検挙に受けとめる必要があるとは思っております。

あと、引き続き、この機会に病児・病後児保育を含めての話になりますけど、せっかくアンケート調査を実施してもらいましたので、そのアンケート調査の結果について、総合的に課長のほうで答弁をいただきたいと思えます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） アンケートの結果でございますけど、アンケート調査の若干、内容も読ませていただきたいと思えます。先ほど坪井議員から、できれば利用したいという方、33 名で 27.3%となっております。それから、できれば利用したいという中での保育を利用したい希望の日数を聞いてございまして、それが平均で 19.9 日となっております。ただ、これにつきましては、別の設問で実際に何日休んだかとい

う設問に対して、平均としては6前後となっておりますので、こちらで若干、希望と実際の病気で仕事を休まれたという実績の中で3倍程度の開きがあるというところもございます。

また、希望しないとされた方のアンケートの結果につきましては、できれば自分たち親で仕事を休んで見るべきだというご意見の方が61.6%みえますし、ただ、この中で少数で7%ではあるんですけども、地域の事業の利便性がよくないということで、今現在、伊勢の神田小児科のほうで運営をさせていただいているわけですけども、このあたりに対する利便性がよくないと回答された方が7%あったというところになるかと思えます。

○議長（風口 尚）3番 坪井 信義君。

○3番（坪井 信義） 今、報告をいただきましたが、今からの質問については、町長から答弁をいただきたいと思うんですけども。数値的にかなりの方、利用したという声がありましても、前回のときにも同じ質問をさせていただいておるんですけど、やはり地域の利便性というものがあると思うんです。神田小児科といいますと伊勢ですから、朝、仮の話ですけど、町内に住まわられていて町内の企業、美和ロックさんとか京セラに勤めてみえる方が、病児・病後児保育、神田小児科を利用すると思えば、8時半の会社の始業となれば、当然、8時以前に伊勢の神田小児科へ子どもを預けに行かなきゃならない。そして、また、玉城町へもう一度Uターンをしてきて、8時半までという、この時間帯、非常に道路が混雑するということがありまして、実際行かれていますお母さんの声を聞いたら、7時前に玉城町を出なければ、会社の8時半に間に合わないという状況です。したがって、そういう方にとってみたら、そこは核家族の家でして、近辺に預ける親族がないということで、どうしてもそこを利用したということですけども、そういったことを考えると、町内にあればもっと利用者はふえるんじゃないか。ですから、希望のアンケートを採ったときには非常に多い。だけど、実質は年間60という数字の裏には、より近いところ、町内にそういう施設があれば、もっと利用者が上がるのではないかと私は以前から考えておまして、そういった点を考えますと、町内の医療環境というものも改めて見なければならぬんですけども。

幸い、町内には小児科さんも一つ開業してみえます。また、町としての医療機関、玉城病院もございます。これは別段の話ですけども、もう一つ民間の医療機関で、そこは従業員さん、看護師さん等のお子さんを預かるという形の中で、病児、病後だけではなく、保育を含めて預かってみえる医療機関があると認識をしておりますけども、そういった環境の中で、それらをうまく活用すれば、町内でも神田さんのような形で運用ができるのではないかと私は考えております。

そういうことを踏まえまして、いろんなものがありますから、すぐさま町長が発案してできるとは決して考えてはおりませんけれども、そこら辺を調整しながら開設する方向でやっていこうというお考えを、町長のほうにどのようにお持ちかということでご答

弁いただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 前回も 25 年の時点でご質問もいただいております、町内での提言もいただきました。それぞれご承知の開業医さんありますので、いろんなことでこちらでも少し検討いたしました。なかなか、もちろん相手さんのお考えがあるわけがありますので、すぐからというわけにはいきません。いい形で財政負担があまりなくて、そして、せっかくの開業医さんがおありですから、坪井議員がおっしゃるように協力してあげようという前向きな話が進めれば、これは検討ができるのではないかと考えています。

今、伊勢の定住自立圏で関係市町がこの事業に対して 1,395 万 6000 円の負担をしておると、毎年。そういう状況での今の対応はしておる部分と、もう一つ、25 年の調査でありますけれども、病後・病後児保育の協議会での調査ですと、全体の 74% が赤字だということで、それはなぜかということですが、季節によって利用率が下がったりキャンセルが多いということも赤字の要因ではないかということでの説明なり、あるいは、補助金を受けても採算が取れないという、そういうところで少し病後・病後児保育の施設としては困っておられるという実態があると。

もう一つは、施設に必要な看護師や保育士の人材確保、あるいはハードの整備、こういうものも当然必要になってくるわけがございますので、そういったところで今後も検討課題とさせていただいて、さらに、それ以上のというか、その他の部分での保護者あるいはお母さんの不安をカバーできるようなきめ細かな施策も、もっともっと町として、案外ほかの施策もそうでありますけれども、担当や私たちのほうではやっておるつもりでありまして、なかなかその周知が町民の皆さん、保護者の皆さん方に知れわたっておらないというところもあるように思っていますので、そういった点での工夫も凝らしていきたいと思っています。

それと、最近、育ボスとかいう言葉もございますけれども、そういう保護者の方々の不安をどう支援をしていくかということも、きめ細かく対応していく必要があると思っておりますので、いろんなところでできるだけきめ細かく総合的な対策を講じさせていただきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 3 番 坪井 信義君。

○3 番（坪井 信義） 私現場で福祉課長をしておるときに、所長らの話の中で、若干子どもが 37 度 5 分以上の熱があっても、そのことを先生に正しく伝えずに、休ませると見るものがないという中で、子どもを預けていくケースがあって、結局はこんな時間帯になると 8 度ぐらい熱が上がって、医療対応をしなければならぬという事情があったことがありました。今もそれがあると思うんですけど、それらの背景もいろいろ考えてみると、具体的に看る施設、病後・病後児保育の体制が整っていないということで、これぐらいやったらいけるやろという形で預けていく。その子どもにとっては大変なこ

とですけど、その子どもだけに限らず、あるいは、感染性の病気が発病したりすると、他の子どもたちにも影響を与えることとなりますので、ここは子育てという点には、大変きめ細かい支えがサポートが必要ではないかと思えます。

したがって、子育て支援対策というのは、非常にいろんなものがありますが、やはり幼いときに病気に対応するというのは、まだ体力、免疫力も低い年代ですので、行政がそういった面でのサポートをしっかりと整えて、安心して子育てができる町ということを実践的にやっていく必要があると考えますので、前回同様に前向きにということをごさいましたけども、先ほど課長とのやり取りの中で、この計画書に基づいて、この計画については、25年12月のときには、そういった具体的な計画がございませんが、今度、この計画策定にあたりましては、課長のほうも項目を挙げることについては、町長の了解も得たうえでということ聞いておりますので、計画書そのものを具体的にどのように実施していくかということ、今一度、よく受け止めていただいて、どういう形で町内で実施ができるかということに改めて考え方を示しをいただきたいと思えます。

○議長（風口 尚）町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 子ども子育て支援制度は、国としても柱として掲げておりますもんですから、国に対しての財政措置というのも、もう少ししっかりと働きかけていく必要があると思っております。

それで、もう一つは、十分町としての実態、そして、財政面は特に見極めながら、一度、こういう事業は実施いたしましたときには、なかなかいろんな変化があっても縮小しにくい、あるいは、財政負担になるということも十分見通して考えていかないと。このこととは異なりますけれども、0歳児保育のご理解をいただいて、現在、かつては外城田保育所だけでございましたけれども、田丸保育所にも看護師を配置をしておるということで、坪井議員のご質問もございましたように、保育所へ来てから熱が上がったりとか急変したりというお子さんも当然あるわけでありまして、他の子どもさんの関係も心配しなくてはならないということでもありますけれども、今、2名のそれぞれ田丸と外城田に看護師の態勢が取れて、そして、すぐさま、町内の開業医さん、あるいは伊勢の開業医さんにも連携が取れておるという態勢はしておるということでございますので、いろんな面で総合してきめ細かくこの対策、町の一番の重点施策として考えておりますので、これからもいろんなことを研究し、取組をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（風口 尚）3番 坪井 信義君。

○3番（坪井 信義） 「安心して子どもを産み育てられるまち 玉城」ということで要望されておりますので、子育て支援事業については、本当にいろんな施策があると思えます。その中で特に私、このことを2回も取り上げておりますけれども、非常に命にかかわる部分であるということから、重要だと考えておりますので、今、町長、答弁いた

だきましたけれども、ぜひとも早い段階で町内で施設運営ができるように、改めて要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

〔3番 坪井 信義 議員が降壇〕

○議長（風口 尚） 以上で、3番 坪井 信義君の質問は終わりました。

次に、1番 中西 友子さんの質問を許します。

1番 中西 友子さん。

〔1番 中西 友子 議員が登壇〕

《1番 中西 友子 議員》

○1番（中西 友子） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーについてですが、年金個人情報 125 万件の流出等の問題がある中、今年 10 月に番号通知を開始、来年 1 月から利用を始める計画のマイナンバー制度に、多くの人が危機感を感じています。また、マイナンバー制度自体どんなものなのか、情報量が少なすぎるという問題もあります。

マイナンバー制度の目的は何かということですが、基本的な目的というのは、複数の機関に存在する個人情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラであるということです。

効果としては、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。真に手を差し延べるべき者を見つけることが可能となる。大災害時における真に手を差し延べるべき者に対する積極的支援に活用できる。社会保障や税にかかわる各種行政事務の効率化が図られる。IT を活用することにより、添付書類が不要となると国民の利便性が向上する。行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。実現すべき社会というねらいが、より公平・公正な社会。社会保障がきめ細やか、かつ、的確に行われる社会。行政に過誤や無駄のない社会。国民にとって利便性の高い社会。国民の権利を守り、国民が事故情報をコントロールできる社会とあります。

通知カードの発送送付が 2015 年 10 月、今年 10 月から始まりますが、住民登録をしている全員が対象となっています。もちろん圧倒的多数の方が登録していますが、中には登録していない、あるいは、登録している住所地とは別の場所に住んでいるということもあります。具体的な登録地に住んでいないとされて、住民票を自治体が職権で抹消した方、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害などで登録をそのままにして避難されている方など、現実に一定数存在しています。また、住民記録が何らかの形で未梢あるいはない人、不法滞在とされる外国人が対象外となる可能性があります。附番されない人ではありませんが、外国の方も住民登録地と現在地が異なる人は相当数存在します。

これまで行政サービスを受けていた人が、今回の番号制度によってカードが届かないことによって不利益を被る可能性は否定できません。

質問の1番、①になりますが、その方たちへの対応はどのようにしていくつもりですか、お答えください。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

〔町長 辻村 修一君が登壇〕

○町長（辻村 修一） マイナンバーについて中西議員からのご質問でございます。今、質問の中でマイナンバーについての制度等、お話されたとおりでございます。

しかし、質問用紙にも記入をいただいておりますように、昨今の125万件からの年金機構の加入者情報が流出しておるといって問題で、国でも取り上げられて、マイナンバー法の一括法案、そして、個人情報保護法の改正案の審議が当面見送られることになりました。それはご承知だと思います。

したがって、今後の動きは、これによってどうなってくるのかというのは、まだわかりません。今の段階で事務手続き等はわかる範囲のところは担当課長から補足を申し上げます。そういった状況でございますので、ぜひ、ご了承を賜りたいと思います。

〔町長 辻村 修一君が降壇〕

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） お尋ねの通知カードのDVの方、それから、登録地と別のところにお住まいの方、こういった方への送付となりますけれども、基本的には住民登録のある方につきましては、世帯主宛てに家族のものをまとめて通知されることとなります。その中に個人番号カードを申請する用紙も入っております。それで、個人番号カードを希望される方については、本人さんが申請をするわけでございますけれども、DV等で避難をされてみえる方につきましては、その避難されてみえるところ、例えば、震災等で居所を移されてみえる方につきましては、現在住まれてみえるところの役所に申出をさせていただきまして、申出をいただいた役所から、住民登録のあるところの役所に行政間で連絡を取り合いをいたします。そうしまして、例えば、玉城にDVの方がお住まいということになれば、その方が申出があれば、行政間で住民票のあるところに連絡をして、そちらのほうから通知カードを発行する機関に連絡をするようなことになっております。そうしますと、あくまでもDV、避難されてみえる方につきましては、基本、世帯主のところに着くカードが個人のところに届くようになります。そういった手続きに通知カードはなっておりません。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） DVを受けている方が、本人から申出というのは、何かの公告や知らせがないと無理だと思うんですが、その対応はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） DVの方と避難されてみえる方はたくさん全国にはおみえになります。そういった方を対象に近いうちに国のほうから広報等での周知をするようにという連絡があると聞いております。町のほうといたしましても、それに従って広報等で周知をしていく、そういうことです。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） その通知カードの話になるんですが、先ほども答弁でいただいたとおり、世帯単位で送られてくるわけですね。通知カードというのは紙製で個人番号、氏名、生年月日、性別、住所が記載され顔写真はないものが来ます。その通知カードは個人番号の交付を受けるまでの間の行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能と説明しています。その世帯単位で送られてくるということで、受取確認、本人確認はどのようにする予定かということと、郵送で送付されるということは、封を開けずに捨ててしまう方もいないとは言えないわけです。世帯単位で送付されるわけですから、捨ててしまったとしたら、その世帯の人たちが行政サービスを受けられない状態になります。そこはどのような対策を採ろうと考えていられますか。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） まず、封を開けずに捨ててしまったということですが、あくまでも本人宛に簡易書留で送られることになりますので、まずは実際に手元に届くということが基本的になろうかと思っています。

それから、もう1点。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん、もう一回言ってください。

○1番（中西 友子） 受取確認と本人確認です。

○税務住民課長（北岡 明） 通知カードにつきましては、4項目が記載されておることございますけれども、あくまでもその通知カードでもって個人の認証される場合につきましては、ほか、免許証とかパスポートとかそういったものの提示が必要となります。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 簡易書留ということですが、世帯で送られるわけですから、受け取った本人が封を開けずにそのままの可能性があるとは言いきれませんが、また、その対策は延期されたこともありますので、また追々考えていただきたいと思います。

②のなりすましについてですが、窓口では本人確認は1回しかしないと思われま。住基ネットのカードのときは、偽造すれば本人確認に使えるので、なりすまし被害がこれまでも発生しているんです。このカードは、住基カードと同様、本人確認に使用しますので、偽造やなりすましの可能性もあるんです。政府は交付時に厳密な本人確認をするので、アメリカのようなことは起こらないと説明していますが、市区町村窓口では1回しか本人確認をする機会がありません。なりすまし被害が出たときの対策はどのよ

うにしようとしているかお答えください

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） なりすましの対策でございますけれども、これにつきましても、通知カード、先ほども申しましたように通知カードが送られてきたと同時に個人番号カードを申請する、そうした中で、その個人番号カードを、各住所を置いているところに取りに来ていただくという手順になるわけですが、そのときに、必ず個人番号カードを発行するにあたりましては、顔写真が添付されている個人カードになります。ですので、申請をするときに必ず顔写真を添付して個人番号カードを作ってもら。また、インターネットとかそういったものでも申請ができるんですが、デジタルカメラとかそういったものでデータ化したものを顔写真として発行機関に送りまして、役場のほうにそれが届きます。それを受取にあたりましては、役場のほうに個人住民カードができましたら、役場のほうから交付通知書というものを発送いたします。そうしますと、その交付通知書と一番最初に届きましたマイナンバーの通知カードの2点を持ってきていただきまして、窓口で免許証等の顔写真の入ったものを提示していただく。できておる個人カードにつきましては、当然、先ほども申しました顔写真が入っておりますので、その段階で個人本人ということが確認できますので、なりすましにつきましては、そういった対策となっております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） その写真、大人から子どもまでということですが、子どもの場合、顔は段々変わってきます。その写真の使える期間とかもあれば教えてください。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 今現在、マニュアルでは15歳未満の方につきましても申請ができるということになっておるんですが、それはあくまでも保護者の方が当然良識を持ったうえでの申請になるということでございます。

なおさら、期間につきましても、マニュアルの中でも確か10年が一つの基準となっております。ただ、このあたりにつきましては、今、国会でも審議中でございますので、変更があるかもわかりません。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） それでは、引き続き、質問する機会があれば、そのときにまたお聞きしたいと思います。

③に移りまして、個人番号カードの発行手数料についてですが、住基カードの作成単位は、1枚2,000円とも言われていました。それに対して住民への交付手数料は500円が多く、一部には無料としている市区町もあります。つまり、その差額を国の補助や自治体の税金で補っています。個人番号カードを完全無料化する場合、当初、20%の発行率としても、2千数百万人が取得となると、500億円ぐらいの税金を支出することになります。国や自治体での実施には税金が使われます。また、国の事業で経費も全額国費

で賄うとされてきましたが、自治体への持ち出しも出てきました。カード自体、発行すると莫大な費用がかかるので、手数料のほうでお話を伺いたと思います。玉城町の住民分の個人番号の発行手数料だけでも相当な額になると思います。その額は大体いくらぐらいか、わかったら教えていただきたいのと、発行手数料、国、県、町、企業、個人、どこが持つ予定なのかわかっていればお答えください。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 個人番号カードの発行につきましては、基本的に初回につきましては、国のほうの負担ということで無料となっております。ただし、再発行、個人の方が損失、そういったことにつきまして、個人番号カードにつきましては1,000円、通知カード、個人番号カードを持たない方、これをなくされた方については500円ということでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 再発行がカード1枚1,000円、通知カードが500円ということですが、話が反れるかもしれませんが、番号自体は落とした、なくした場合、変えることはできるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 基本的には一つの番号を使ってくださいということですが、変えられないことはないということでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） それでは、④の質問に移らせてもらいます。

先ほど冒頭でもお話した年金個人情報流出した問題もありまして、玉城町として情報流出に対する独自の対策を採る予定はあるのかということでも質問させていただいたのですが、年金個人情報125万件流出等、まだ解決していないものもあります。2015年6月9日放送の「NHKクローズアップ現代年金情報流出の衝撃 あなたは大丈夫？」という番組がありまして、サイバー攻撃に備えた神奈川県藤沢市役所の対策が放送されていました。怪しいメールが来たときの対処法の訓練やシステムの整備、管理に年間7億円をかけているそうです。

町としての対策の採り方や、それにかかる金額をお答えしていただきたいのですが。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 私が今からお答えするものにつきましては、あくまでもマイナンバーのセキュリティーということでお答えをさせていただきます。マイナンバーにつきましては、現在、まだ国会の中で審議中でもありまして、町としての対策をシミュレーションするというのは、非常に今、難しい現状になっていきますので、この点につきましては、今のところ、ないということで。今後、何かあれば対策はしていかなければならないと思っています。

ただ、現在言われておりますマイナンバーのデータのやり取りにつきましては、国の

ほうで東日本と西日本に中間サーバーというものを構築しまして、その中で個人を認証していく。ただ、一括で認証するのではなくて、税は税、介護は介護、いろんな分野があります。そういった分野の中でここにデータを持った中でのデータを、その中でまたそれを暗号化した中で通信をしていくということですので、特に今のところでは対策で国のほうも考えているということでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） この年金情報ですが、マイナンバーに組み込まれていく対象ともなっているわけです。社会保障分野で年金、労働、福祉、医療、その他の分野のためというのが、主なマイナンバーをしようとしている理由なので、サーバー攻撃を受けたときの対応をお聞きしていきたいと思います。

専門的な対策が取れる職員はいらっしゃいますか。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 現在、役場のほうではございません。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） では、その専門分野のほうに任せているという方向になると思うんですが、業者に任せるのであれば、いくらぐらいの金額がかかるのかがわかれば教えてください。

○議長（風口 尚） 暫時、休憩します。

(14時30分休憩)

(14時30分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 先ほどからも申しておりますように、現在、国会で審議中ではございまして、まだ具体的なセキュリティーに対しての施策は出ておりません。それですので、それが出た段階で今後、検討していくということでございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） マイナンバーの件に対しては、今、一時中断とか延期とかされている状態なので、また動き出せば質問させていただきたいと思います。

次の2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

玉城町での病児・病後保育についてですが、先ほど質問された議員さんともかぶる内容のことかと思いますが、ご容赦ください。

質問したいのは、病児・病後保育事業についてですが、町内単独でやった場合、又は近隣、今、エンゼルさんを利用しているところでもありますが、ほかにもう1件、2件という予定がある場合の予算をどれぐらいを見込んでいるのか、あればお答えください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今現在の予算額は持ち合わせておるんですけど、今後の実施方法ですけど、このあたりにつきましては、いろんな方面の検討を今からさせていただくような状況になっていきますので、この場では控えさせていただきたいと思います。

27年度の予算といたしまして、過去3カ年の平均を取りまして、37万4000円、約80名の方の利用を見込んだ予算となっております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 子どもの安全・安心の立場からの質問として、誤った薬剤投与や予防接種の打ち間違いなどを防ぐために、診療と予防は同じ病院が望ましいという観点があるが国のほうからも示されています。かかりつけの病院が担っていただけたらと思いますが、町内で可能でしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） かかりつけ医によるのが一番望ましいというようなお話でございますけども、町内のお子様のかかりつけ医がどの程度あるのかという、町内に小児科医さんは1病院開業してみえるんですけども、予防接種の件数のほうから推計をさせていただいたわけですが、これでいきますと、26年度の予防接種におきまして、町内の小児科さんでお受けになられている件数から推測しますと、約4割の方が町内で受けてみえます。それ以外のところで受けておられている方が50%という格好になってこようかと思っておりますので、町内ですることは、今も町長の答弁にありましたように今後、検討させていただきたいというところでございます。

また、病児保育の事業の種類でございますけども、病児対応のもの、病後児対応のもの、体調不良児対応、被施設型、訪問型という格好になるんですけども、ファミリーサポートのような格好での病児保育の対応もございまして、このあたりのどの事業がよいのかというのを見ながら検討はさせていただきたいと思っております。

ただ、県内の状況を見させていただきますと、ほとんど病児対応されているのが、名張市がこの26年の4月からお始めになったので、8カ所で行われているという現状でございます。それで、病後児対応の部分も含めると、県内で10カ所の施設でしかされていないという状況でございます。四日市市におかれましては1カ所でございますし、鈴鹿市でも1カ所という状況でございます。先ほどの町長の答弁にもございましたように、伊勢の広域市町村圏の中で神田小児科で今、近隣する関係市町、明和町、多気町、南伊勢町が入った中で、今、神田小児科でやろうとしておることを考えますと、なかなか町内では難しいというところではございますけども、ご要望もある中ですので、いろんな類型がございまして、その中で町内で対応できる方策を探していきたいということの中で、今回の子ども子育ての計画の中では、29年度から量を確保したいということで、2名分ぐらいの定員を確保できないかということ、町内の医療機関との調整の中で図っていきたくて考えておるところです。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番(中西 友子) 私は町内で見ていただけるのが一番望ましいと思います。そして、そのような対策を採ってほしいという希望を述べさせてもらい、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

[1番 中西 友子 議員が降壇]

○議長(風口 尚) 以上で、1番 中西 友子さんの質問は終わりました。

◎閉議の宣告

これにて、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、12日は午前9時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(15時37分閉議)